

平成 30 年度 自己点検・評価報告書

令和元年 6 月

学校法人誠広学園
平成医療短期大学

目次

自己点検・評価報告書	
1. 自己点検・評価の基礎資料	1
2. 自己点検・評価の組織と活動	11
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	14
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	14
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	16
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	21
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	25
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	25
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	40
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	53
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	53
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	59
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	62
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	67
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	71
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	71
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	75
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	78

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

< 学校法人の沿革 >

昭和 59 年 4 月	医療法人社団誠広会が「岐阜リハビリテーション専門学院」を現平野総合病院西館 4 階に開設（入学定員 20 名）
昭和 61 年 4 月	岐阜リハビリテーション専門学院を現在地に移転
昭和 63 年 4 月	岐阜視能訓練専門学院を開設（入学定員 30 名）
平成元年 4 月	岐阜リハビリテーション専門学院入学定員の増員（定員 30 名）
平成 2 年 4 月	岐阜リハビリテーション専門学院と岐阜視能訓練専門学院を統合し、平成医療専門学院に改称。それぞれ理学療法学科と視能訓練学科とする。
平成 3 年 4 月	学校法人誠広学園を設立して組織変更を行う。
平成 4 年 4 月	理学療法学科の入学定員を増員（入学定員 30 名→60 名）
平成 5 年 4 月	看護学科（入学定員 40 名）、「作業療法学科」（入学定員 30 名）開設
平成 9 年 4 月	理学療法学科の入学定員を増員（入学定員 60 名→80 名）、作業療法学科の入学定員を増員（入学定員 30 名→40 名）
平成 17 年 4 月	看護学科看護師 2 年課程通信制（入学定員 200 名）を開設
平成 20 年	平成医療専門学院（看護学科、理学療法学科、看護学科看護師 2 年課程通信制）の学生募集を停止
平成 20 年 10 月	平成医療短期大学の設置認可、看護学科（入学定員 80 名、3 年課程）リハビリテーション学科理学療法専攻（入学定員 80 名、3 年課程）
平成 21 年 4 月	平成医療短期大学開学
平成 22 年 3 月	平成医療専門学院看護学科看護師 2 年課程通信制の廃止
平成 23 年 3 月	平成医療専門学院（看護学科、理学療法学科）の廃止
平成 25 年 8 月	平成医療短期大学入学定員増員の変更認可（160 名→240 名）
平成 25 年	平成医療専門学院（作業療法学科、視能訓練学科）の学生募集を停止
平成 26 年 4 月	平成医療短期大学リハビリテーション学科作業療法専攻（入学定員 40 名）視機能療法専攻（入学定員 40 名）の増設
平成 28 年 3 月	平成医療専門学院（作業療法学科、視能訓練学科）の廃止
現在に至る	

＜短期大学の沿革＞

平成 21 年 4 月	平成医療短期大学開学
平成 25 年 8 月	平成医療短期大学入学定員増員の変更認可（160 名→240 名）
平成 26 年 4 月	平成医療短期大学リハビリテーション学科作業療法専攻（入学定員 40 名）視機能療法専攻（入学定員 40 名）の増設
現在に至る	

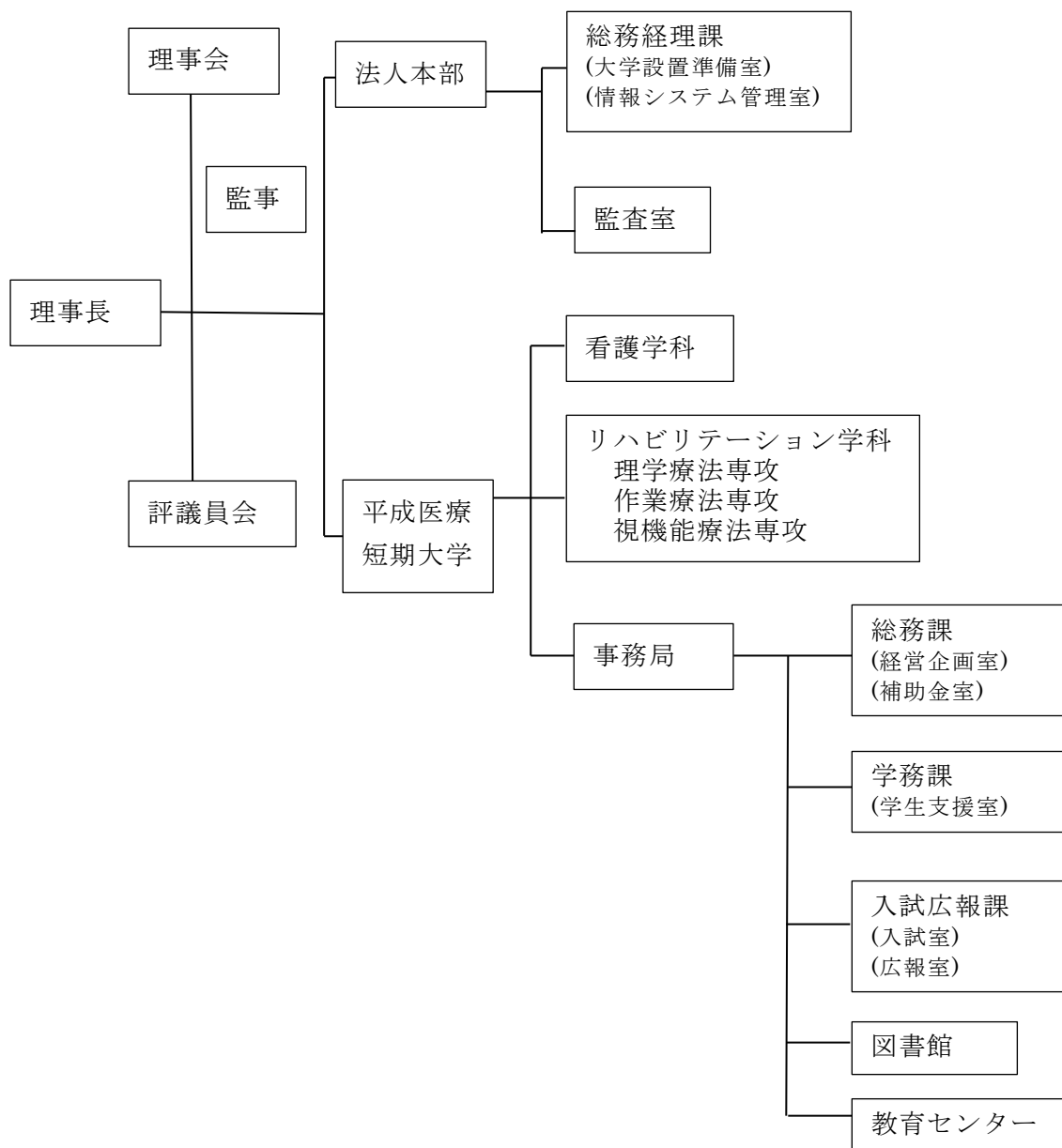
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和元年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
平成医療短期大学	岐阜県岐阜市黒野 180 番地	240	720	618

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和元年 5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

※各年度 5 月 1 日現在の値

区分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
岐阜県	人 口	2044,416	2033,631	2,024,826	2,014,303	2,001,654
	世帯数	747,950	751,799	756,678	761,873	765,741
岐阜市	人 口	415,695	414,980	413,034	412,273	410,428
	世帯数	173,628	175,095	175,868	177,644	178,862

< 参照 > 岐阜県ホームページ 人口動態統計調査結果

岐阜市ホームページ 地区別世帯数及び人口（月別）

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	26 年度		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
岐阜	164	75.6	195	79.3	179	79.2	203	82.2	145	85.3
愛知	23	10.6	18	7.3	18	8.0	16	6.5	12	7.0
長野	11	5.1	7	2.8	13	5.6	11	4.5	2	1.2
滋賀	3	1.4	2	0.8	2	0.9	3	1.2	1	0.6
石川	—	—	—	—	—	—	2	0.8	1	0.6
福井	2	0.9	3	1.2	3	1.3	2	0.8	1	0.6
その他	14	6.5	21	8.5	11	4.9	10	4.0	8	4.7
合計	217	100.0	246	100.0	226	100.0	247	100.0	170	100.0

■ 地域社会のニーズ

昭和 59 年 4 月に医療法人社団誠広会が創設した「岐阜リハビリテーション専門学院」（理学療法士養成学校：入学定員 20 名）の開校以来、国家資格を必要とする理学療法士、看護師、作業療法士、視能訓練士の養成校として、30 年以上にわたり、医療技術者を養成・輩出し、地域医療福祉に貢献している。

地域貢献の取り組みとしては、本学周辺にある医療福祉関係施設、特に近隣の肢体不自由児施設や特別支援学校をはじめ、本学の実習施設でもある「岐阜リハビリテーションホーム」「特別養護老人ホーム黒野あそか苑」「岐阜地域児童発達支援センターポッポの家」などから恒例行事開催時における学生及び教員へのボランティア活動への参加要請を受けており、多くの学生が参加している。本学の基本的精神の一つである人間愛の醸成にも大きな効果となっている。その他、毎年 10 月に開催する本学の学園祭では、地域住民も参加できる健康をテーマとした講演を

開催し、好評を得ている。全学実施する短大周辺の清掃（クリーン活動）や全国交通安全運動に連動した路上での運動等を実施するなど、地域と一体化した短期大学づくりを進めているが、より住民に開かれた親しみのある大学になるよう充実化に努めているところである。

■ 地域社会の産業の状況

大学が位置する岐阜県岐阜市は、岐阜県の中南部に位置し、名古屋から電車で約 20 分の場所にある。人口は約 41 万人、面積は 202.89k m²で、岐阜県の県庁所在地として行政、文化、経済の中心都市である。歴史的にも斉藤道三や織田信長の城下町として栄え、金華山、岐阜城、長良川の鵜飼いなど観光にも力を入れている。

産業面では、以前は繊維産業が盛んであったが、近年は衰退し、中心市街地の空洞化が目立ってきているが、駅前地区の再開発などで活性化を図っている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図





(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～③は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 〔テーマ B 教育の効果〕 平成 25 年度に教育目的の見直しが行われたが、学則に定められた教育目的とウェブサイト掲載の教育目的が異なっているため、記述の整合性について再検討されたい。
(b) 対策
学則の目的を、全学及び各学科・専攻ごとに議論のうえ、具体化を行い学生に判りやすい記述としている。 教育改革の卒後アンケートなどの調査分析を行い、地域社会に貢献できる人材養成のための各学科の特性などを検証のうえ、教育目的についても PDCA サイクルにより見直しの取り組みを行う。
(c) 成果

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 〔テーマ B 教育の効果〕 大学全体の目的、学科・専攻課程の目的が、それぞれの場所・媒体によって不統一な内容で掲示・掲載されていることについては、教育目的を学生に適切に伝えるための工夫をすることが望まれる。
(b) 対策
教育目的を全学の目的、各学科・専攻課程の目的に分けて表記している。掲示等にあたり、訴求対象、場の特性を考慮した効果的な掲示・掲載をしている。 課題提言の趣旨を踏まえ、さらに工夫を行う。
(c) 成果

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 〔テーマ A 教育課程〕 シラバスごとに記載内容にばらつきがみられるので、記載事項の工夫も含め点

検・改善を通じて学習支援の充実に生かされたい。
(b) 対策
科目担当者に「シラバス作成の留意事項」及び作成例を配付している。 科目担当者から提出されたシラバスについては、カリキュラム検討部会において、チェックシートを用い点検を行っている。
(c) 成果
平成 26 年度の第三者認証評価受審時に比べ、特に以下の項目について改善された。 ・「評価基準・評価方法」について、総合評価とする場合は評価方法ごとの割合を表記することや、出席状況を評価基準及び方法の項目としないこと。 ・「授業計画」について、テーマだけでなく詳しく記載すること。 ・「事前学習・事後学習」についての記載の充実。 今後も記載内容の充実化を図る。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 〔テーマ A 人的資源〕 毎月 1 回職員が講師となる職員研修が実施されるなど SD 活動は実施されているが、今後は、平成 26 年 4 月に定められた SD に関する規程に基づく実施が望まれる。
(b) 対策
平成 26 年 4 月に施行した「平成医療短期大学 SD 推進委員会規程」に基づき、年度予算を設け、毎月 1 回の月例研修会を実施している。学内グループウェア上で全教職員へ案内し参加を促している。
(c) 成果
各職員が自身の担当業務等をテーマに発表や学外研修等で得た情報についての報告をすることにより、各人の能力開発、職員全体の意識向上、情報共有に繋がっているといえる。月例研修会は定着しており、引き続き継続していく。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 〔テーマ B 物的資源〕 消防訓練は、教職員を対象に関連施設の病院と合同で実施されているが、教職員、特に学生を対象とした防災訓練が実施されていないので、今後の防災対策のためにも実施が望まれる。
(b) 対策
平成 27 年 11 月、学生を対象とした地震対策訓練を実施した。授業中の地震発

生を想定し、初期行動の訓練を行った。
(c) 成果
学生の防災意識の向上に繋がった。今後、継続して全学的な訓練を行うことにより、緊急時に迅速な行動が取れるようにする。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス 〔テーマ C ガバナンス〕 評議員会欠席者の委任状について、議案一括承認の委任状となっているため、議案ごとに賛否を問う委任状に改善されたい。
(b) 対策
平成 27 年度より、議案ごとに賛否を問う委任状に改善した。なお、議案の賛否は、議決権の行使であるため、議決権行使書に改めた。
(c) 成果
各議案の賛否について明確になった。

② 上記以外で、改善を図った事項について

(a) 改善を要する事項
なし。
(b) 対策
(c) 成果

③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。

(a) 改善意見等
なし。
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和元年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する こと	短期大学ホームページ上で公開 https://www.heisei- iryou.ac.jp/campus/purpose/
2	卒業認定・学位授与の方針	短期大学ホームページ上で公開 https://www.heisei- iryou.ac.jp/campus/diploma_policy/
3	教育課程編成・実施の方針	短期大学ホームページ上で公開 https://www.heisei- iryou.ac.jp/campus/curriculum_policy/
4	入学者受入れの方針	短期大学ホームページ上で公開 https://www.heisei- iryou.ac.jp/schoolguide/admission_policy/
5	教育研究上の基本組織に関する こと	短期大学ホームページ上で公開 https://www.heisei- iryou.ac.jp/info_disclosure/education/
6	教員組織、教員の数並びに各教員が 有する学位及び業績に関する こと	短期大学ホームページ上で公開 https://www.heisei- iryou.ac.jp/info_disclosure/education/
7	入学者の数、収容定員及び在学する 学生の数、卒業又は修了した者の 数並びに進学者数及び就職者数 その他進学及び就職等の状況に 関すること	短期大学ホームページ上で公開 https://www.heisei- iryou.ac.jp/info_disclosure/education/
8	授業科目、授業の方法及び内容並び に年間の授業の計画に関する こと	短期大学ホームページ上で公開 https://www.heisei- iryou.ac.jp/info_disclosure/education/
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は 修了の認定に当たっての基準に 関すること	短期大学ホームページ上で公開 https://www.heisei- iryou.ac.jp/info_disclosure/education/
10	校地、校舎等の施設及び設備その他 の学生の教育研究環境に関する こと	短期大学ホームページ上で公開 https://www.heisei- iryou.ac.jp/info_disclosure/education/
11	授業料、入学料その他の大学が徴収 する費用に関する こと	短期大学ホームページ上で公開 https://www.heisei- iryou.ac.jp/schoolguide/fee/

12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する こと	短期大学ホームページ上で公開 https://www.heisei-iryou.ac.jp/for_students/support/
----	--	---

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	短期大学ホームページ上で公開 https://www.heisei-iryou.ac.jp/info_disclosure/financial/

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（平成 30 年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学では、公的資金の適正な執行を行うため、「研究活動に係る不正防止に関する規程」、「平成医療短期大学研究行動規範」、「公的研究費不正行為等防止計画」を整備している。毎年度、学内教職員を対象とした研究倫理等研修会を行い、公的研究費等の不正防止に関して周知徹底を図っている。

また、管理部門である事務局では「平成医療短期大学公的研究費等事務取扱要綱」、「平成医療短期大学研究費運用規程」に基づき、適正な管理・執行を行っている。物品の発注・検品に関しては必ず事務局担当者が行い、研究者単独で経費を使用できない体制としている。

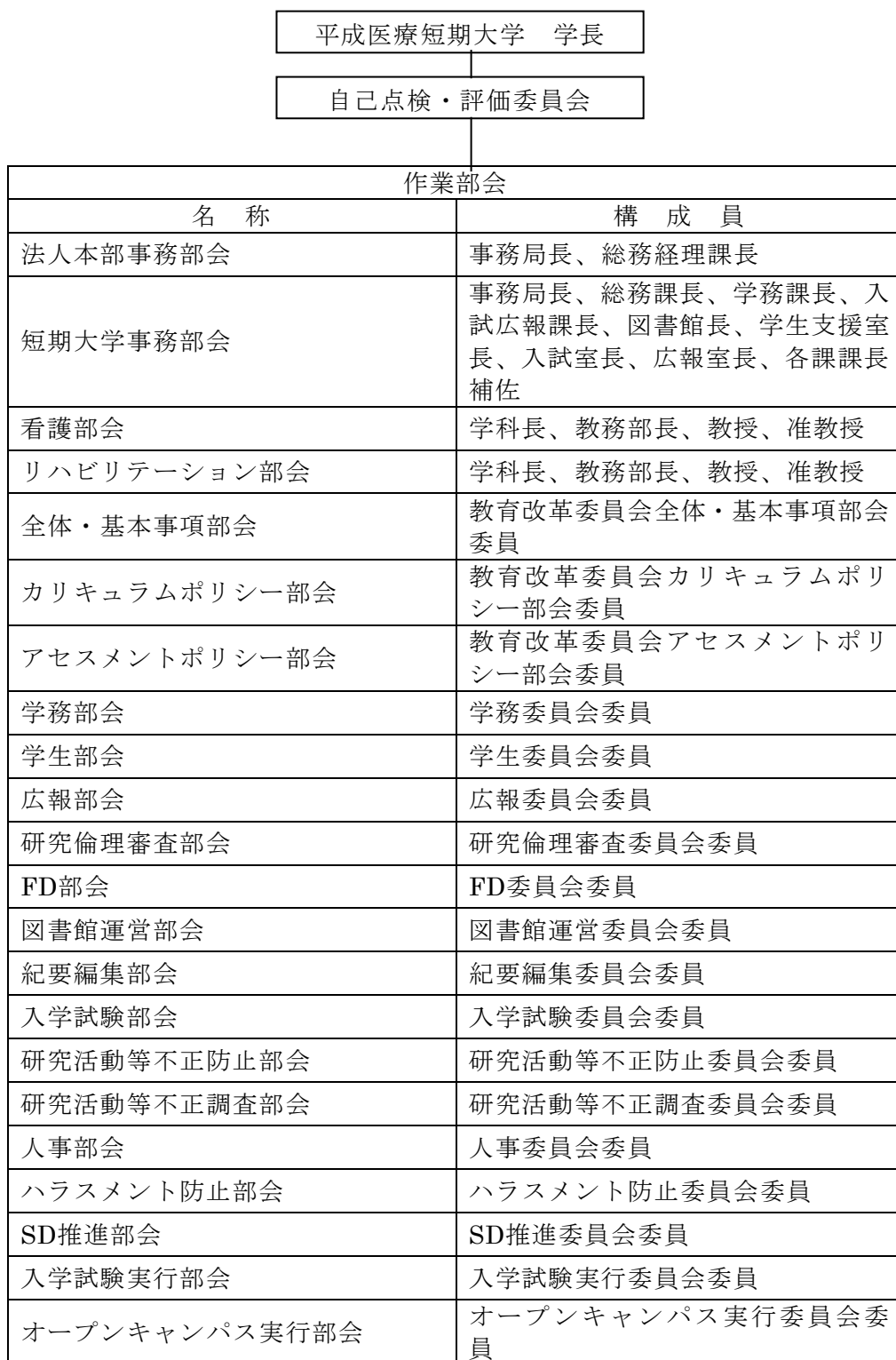
2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

構成員

- ・委員長（学長）、副委員長（看護学科長、リハビリテーション学科長）
- ・看護学科から1名、リハビリテーション学科 各専攻から1名
- ・法人本部事務局長
- ・短期大学総務課員

■ 自己点検・評価の組織図



学科、委員会、各事務局部署は作業部会と位置づけ、関係する評価点検項目についての現状及び課題・改善内容について「自己点検・評価委員会」へ報告させ、それを基に委員会において集約検討し、その結果を学長に報告し、短期大学の活動の評価する。その後、学科、委員会、各事務局部署に指示・諮問することとなる。内容によっては理事会、評議員会への提案がなされ、本学の教育研究活動の充実化を推進する。

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

毎年度、学内の全部署の活動がどのように行われてきたかを報告書面にて把握し、本委員会では自己点検の検討を加え総括している。点検結果及び次年度以降の目標の設定や改善項目については学長に報告し評価報告書として作成した。作成した報告書は、大学ウェブサイトで公表している。

このように、本学では自己点検・評価の成果を全学で把握しながら、教育・研究の改善に活用することとしており、組織的に機能している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成30年度を中心に）

平成30年度自己点検・評価日程

平成30年12月7日（金）	自己点検・評価委員会開催 報告書作成発議
平成30年12月26日（水）	各委員会・部署へ報告書作成依頼
平成31年2月19日（火）	各委員会等からの報告書データ回収
3月中旬	各委員会等からの報告書データ取りまとめ、 初稿作成
4月	初稿校正
6月	最終稿完成

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

【テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神】

【区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準Ⅰ-A-1 の現状＞

本学では、教育理念・理想を、建学の精神の中で明確に表している。

建学の精神および教育目的は、シラバス、学生便覧の他、学生ホールや A 館正面玄関など必要な場所に掲示することで、学生・教職員の全員が共有できるように配慮している。学外には、多くの人の目に留まるよう、ホームページに建学の精神はもちろん、教育目的・学位授与の方針・教育課程編成・実施の方針を常に掲載している。また、新規採用職員には本学の建学の精神などの基本事項について研修を実施している。

教育の質を保証するために平成 25 年 6 月に教育改革実行組織として、常任理事会をメンバーとする推進本部、学長を委員長とする教育改革委員会、各改革・改善項目を検討する部会等を設置し、「建学の精神」「教育目的・目標」「学位授与の方針」「入学者受入れの方針」については、相互関連と明確化が必要であるとの認識から見直しを図り、平成 25 年 9 月に開催した教育改革委員会において審議・決定した。

建学の精神の定期的な確認は、平成 25 年 6 月に組織化した教育改革委員会全体部会で行っている。

〔区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

本学では、地域・社会に向けた公開講座として、年 1 度開催される学園祭（平成祭）において、市民向けの講演会を実施している。平成 30 年度は、『家族～夫婦円満～、子供、健康』と題し、医学博士の木下博勝先生をお招きした。なお、講演会の広報では、ホームページでの紹介をはじめとして、近隣住民へのチラシ配布、岐阜バスへの掲示をするなど、広く周知をした。

各学科・専攻における地域・社会の地方公共団体、企業、教育機関及び文化団体等との連携活動については、次のとおりである。

看護学科及びリハビリテーション学科理学療法専攻においては、現状では地域・社会の地方公共団体、企業、教育機関及び文化団体等との連携は特に実施していない。

リハビリテーション学科作業療法専攻では、岐阜市末広自治会と協定を締結し、地域在住高齢者に対する健康チェックならびに健康講話、健康活動を実施している。これにより、高齢者の健康増進を図り、学生の社会的スキルの向上の機会としている。

リハビリテーション学科視機能療法専攻では、岐阜市内の子ども園の園児に対して、本学の教員と学生による視機能検査を実施している。これにより斜視や弱視の園児が早期発見されている。また、岐阜県立岐阜盲学校の「見え方の相談支援センター」が主催する「目に関する相談会」が岐阜県内の各地域で 6 回開催されており、各地区の眼科医、岐阜県めがね組合所属の眼鏡士、歩行・生活訓練士らと共に視能訓練士として参加している。

教職員、学生は地域の清掃等のボランティア活動を実施している。学生の社会的活動については、各医療・福祉関係の施設からボランティアの依頼があり、その情報は全て学生掲示板にて周知し、積極的な参加を促している。該当施設には『ポッポの家』『岐阜リハビリテーションホーム』『黒野あそか苑』『養南病院』『川部苑』等がある。また、各学科・専攻において、年 1 度行う短大周辺の清掃活動によって、地域に根差した短期大学として活動している。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

地域・社会に向けた生涯学習事業、正課授業の開放等の実施を検討し開催することが、高等教育機関として地域・社会に貢献していることに繋がる。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]

[区分 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
えているかを定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ・
A-6)

<区分 基準Ⅰ-B-1 の現状>

各学科・専攻の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。その教育目的を以下のように定めた。

<看護学科>

深い人間愛をもち、高い倫理観の上に、高度化、多様化する医療・福祉に相応し得る次の知識・技術及び実践力を持つ看護師を養成する。

1. 一般教養と看護領域の専門知識、技術及び実践力を養う。
2. 高度化、多様化する医療環境の変化等に主体的に対応できる実践力を養う。
3. 生命の尊重と人間愛に基づく行動とチームと協働する良好な人間関係を築ける能力を養う。

<リハビリテーション学科 理学療法専攻>

深い人間愛をもち、高い倫理観の上に、高度化、多様化する医療・福祉に相応し得る次の知識・技術及び実践力を持つ理学療法士を養成する。

1. 一般教養と理学療法領域の専門知識、技術及び実践力を養う。
2. 高度化、多様化する医療環境の変化等に主体的に対応できる実践力を養う。
3. 生命の尊重と人間愛に基づく行動とチームと協働する良好な人間関係を築ける能力を養う。

<リハビリテーション学科 作業療法専攻>

深い人間愛をもち、高い倫理観の上に、高度化、多様化する医療・福祉に相応し得る次の知識・技術及び実践力をもつ作業療法士を養成する。

1. 一般教養と作業療法領域の専門知識、技術及び実践力を養う。
2. 高度化、多様化する医療環境の変化等に主体的に対応できる実践力を養う。
3. 生命の尊重と人間愛に基づく行動とチームと協働する良好な人間関係を築ける能力を養う。

<リハビリテーション学科 視機能療法専攻>

深い人間愛をもち、高い倫理観の上に、高度化、多様化する医療・福祉に相応し得

る次の知識・技術及び実践力をもつ視能訓練士を養成する。

1. 一般教養と視機能療法領域の専門知識、技術及び実践力を養う。
2. 高度化、多様化する医療環境の変化等に主体的に対応できる実践力を養う。
3. 生命の尊重と人間愛に基づく行動とチームと協働する良好な人間関係を築ける能力を養う。

教育目的・目標は学習成果を明確に示している。このことは、掲示やホームページ等で学内外へ表明し、学生便覧・シラバスにも掲載している。

教育目的・目標の定期的な点検は、平成 25 年 6 月に組織化した教育改革委員会全体部会で行い、改善したところである。

学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会のニーズに応じているかを点検するため、毎年度、卒業生の就職先へのアンケート調査（卒後アンケート）やニーズ調査等を実施している。

[区分 基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

本学の教育目的を達成するため、学生が修得すべき学力、資質を学習成果として、以下のように定めた。

看護学科

- 1) 教養・倫理・責任感及びコミュニケーション能力の修得
- 2) 看護の基礎知識・能力の修得
- 3) 看護の専門知識・技術の修得
- 4) 看護の知識応用力・専門職コミュニケーション能力・実践力の修得

リハビリテーション学科 理学療法専攻

- 1) 教養・倫理・責任感及びコミュニケーション能力の修得
- 2) 理学療法の基礎知識・能力の修得
- 3) 理学療法の専門知識・技術の修得
- 4) 理学療法の知識応用力・専門職コミュニケーション能力・実践力の修得

リハビリテーション学科 作業療法専攻

- 1) 教養・倫理・責任感及びコミュニケーション能力の修得
- 2) 作業療法の基礎知識・能力の修得
- 3) 作業療法の専門知識・技術の修得
- 4) 作業療法の知識応用力・専門職コミュニケーション能力・実践力の修得

リハビリテーション学科 視機能療法専攻

- 1) 教養・倫理・責任感及びコミュニケーション能力の修得
- 2) 視機能療法の基礎知識・能力の修得
- 3) 視機能療法の専門知識・技術の修得
- 4) 視機能療法の知識応用力・専門職コミュニケーション能力・実践力の修得

各学科の学習成果は、建学の精神、教育目的・目標に基づいて明確に示しており、このことは、カリキュラムマップで表している。

学習成果は、平成 25 年度前学期より GPA を導入して数値化を図り、到達目標評価項目（学習成果）および評価基準に基づいて測定し評価している。また、基礎学力到達度チェックテストを行い、基礎知識に関する学習成果のアセスメントを実施している。また、その後の補習講義により基礎学力強化を図っている。さらに、学生本人が、自らの課程を通じた学習成果を把握するために、全学生に「学修等についてのアンケート調査」を実施している。

一方、平成 25 年度より卒業生の就職先へのアンケート調査（卒後アンケート）を実施し、就職先の卒業生の評価を教育内容に反映している。また、国家試験の合格状況、就職状況も学習成果の評価として活用している。

学習成果は、カリキュラムマップに記載し、シラバス、ホームページにおいて学内外に表明している。

学生の学習成果の定期的な点検は、学科内で行っている。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

三つの方針は平成 25 年 9 月に開催された教育改革委員会の議を経た後、教授会に諮られ決定した。各方針を関連付けて一体的に定めているが、平成 29 年 4 月の学校教育法施行規則一部改正に伴い、これらの方針をより分かりやすく高校生や保護者にわかりやすく説明する義務も課せられていることから、精査することが必要であると考え

る。本学では、教授会の下に教育改革委員会を設置し取り組みを推進している。教育改革委員会では三つの方針を踏まえた上で、学修評価、実習評価、卒後評価、並びに自己点検評価報告を分析し、その課題等についての教育改革、環境改善を図っている。その取り組みの際には、公益社団法人岐阜県理学療法士会、一般社団法人岐阜県作業療法士会などの各医療職団体や医療福祉施設等の有識者を招き、会議を開催し意見と助言を得ながら PDCA サイクルにより組織的な改善を行っている。

三つの方針はホームページ、入学者選抜要項、学生便覧、シラバスに掲載し広く学内外に周知している。

平成 29 年度からは、「3 つのポリシーに照らした取り組みの点検・評価委員会」を設けた。アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーそれぞれの方針に照らした当該年度の各種取り組みに対し、まずは学内教職員で点検・評価した上で、外部の方（高等学校進路指導主事、各種医療職団体の代表、医療福祉施設等の有識者）に意見を頂き、その結果を次年度の教育計画に反映させている。さらに平成 30 年度からは、学生の代表からの意見を聞く機会も設けている。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題>

教育目的・目標を明確にし、学習成果を定めている。また三つの方針については、一体的に策定し公表しており、今後は定期的に内容を審議していく必要がある。

三つの方針の策定については、文部科学省が示すガイドラインにおいて、より明確に「どのような学生を欲しているか」、「どのような教育をするのか」、「どのような付加価値を学生に身につけて卒業させるのか」を示す必要があるとされている。本学の方針についても、時代のニーズに合わせ精査していくことが課題である。

実際の教育の効果については、留年率、退学率、国家試験合格率により査定できる。

現状では科目履修試験による単位取得が比較的容易であり留年率が低いことから、国家試験合格率が低くなっていると考えられる。留年率や退学率を抑えることを重視した結果、三つの方針に沿った学生の育成が不十分な状態でも卒業していることが考

えられる。現状ではポリシーに沿った入学者選抜、単位認定、学位授与に関して、適切に実行されているとは限らないことから、今後、精査した上で見直しをしていく必要がある。

また、卒後評価、ニーズ調査等の各種調査により、教育の効果を判断するには学科・専攻により差があることが課題である。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学では、平成 21 年 4 月 1 日施行の「平成医療短期大学自己点検・評価委員会規程」に基づき、自己点検・評価委員会を組織している。委員長に学長、副委員長に看護学科長・リハビリテーション学科長、委員に看護学科及びリハビリテーション学科各専攻から各 1 名、事務局長、総務課員 1 名で構成されている。

自己点検・評価については、毎年度各学科・専攻、学内委員会、事務局各部署からの現状報告、昨年度課題として挙げられていた事項に対する取り組み・改善策等について取りまとめ、「自己点検・評価報告書」としてまとめている。自己点検・評価報告書は次年度 6 月に大学ホームページに掲載し、広く社会に公表している。

開学年度である平成 21 年度の自己点検・評価報告書は、短期大学基準協会が示す 10 領域のすべての項目に対しては評価に至らず、本学独自に項目を選定して自己点検・評価を実施し、ホームページに公表した。平成 24 年度の報告書は、平成 21 年度からの評価基準項目に新たな項目を加え自己点検・評価報告書としてホームページにて公表している。平成 25 年度以降は、短期大学基準協会が示している内容に準じて自己点検・評価報告書を作成している。平成 26 年度には、開学後初の認証評価を受審したため、その評価結果も併せて公表している。平成 27 年度からは、短期大学基準協会評価基準（平成 27 年 7 月改訂版）に従い、点検・評価を実施している。

自己点検・評価活動には、全教職員が関わり報告書の作成を行っている。なお、その際改善点を抽出し、次年度の活動内容に反映し、成果が出るよう努力している。

【区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

学習成果の一つである国家試験合格を目指し専門的知識とスキルを身につけることは、最低限必要な学習成果であり教育の質の保証に合致している。

各学科、学務課、学務委員会と連携しながらカリキュラムの変更や、全私学新聞等を購読し、常に関係法令の情報収集に努めているほか、文部科学省をはじめ私学関係機関が開催する説明会等に関係職員が出席している。その内容については関係部署への周知確認、さらに、SD 研修会の開催等で法令順守に努めるようにしている。

学習成果の査定は、修得単位数、GPA、到達目標評価項目（学習成果）および評価基準、国家試験合格率、就職率などにより測定している。さらに、学外の医療・福祉施設での臨床実習時における実習指導者からの評価、実習担当教員による評価などをもとに質的データを測定している。

教育の向上・充実のための PDCA サイクルの仕組みは、教育改革委員会を設置し取り組んでいる。学生の学習成果を測定・分析する基礎学力到達度チェックテストを実施し、今後の指導の指針を明らかにしている。また、その結果をもとに、補習講座を実施した。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

自己点検・評価の結果から見えてきた課題については、対応をしているが、アセスメントテストの結果、実習評価、卒後評価の結果等が漏れなく反映されているかどうかについてのチェックはされていない可能性がある。また、国家試験合格率が全国平均を下回る学科・専攻もあり、教育の質の見直しを実施する必要がある。

リハビリテーション学科理学療法専攻と作業療法専攻において、平成 28 年度より適用してきた仮進級制度（成績保留となった科目が年次で 3 科目以下の場合は、仮進級できるという制度）の撤廃により、今後 GPA 値の変化や留年率、退学率、国家試験合格率が変化することが考えられるため、注視していく必要がある。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特記事項なし。

<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

※以下下線部は、認証（第三者）評価時の平成 25 年度自己点検・評価報告書に記載した改善計画

①建学の精神は、定期的、組織的に確認する作業を継続していく。そして、建学の精神を学外へ表明する機会として、平成 26 年度に作成する大学案内のパンフレットや入学案内への掲載を計画する。

建学の精神は大学案内、学生便覧、シラバス、短期大学ホームページにおいて広く学内外へ表明している。入学者選抜要項には、建学の精神は記載していない。

②教育目的や目標は建学の精神に基づくものであっても、社会的な変化や社会的な要請を感知しながら見直しを図っていく必要があるため、絶えず点検する努力を続けていく。各学科の教育目的・目標について、より明確・充実した内容に編集し、学生便覧・シラバス・臨地実習要項・ホームページ等にて学生に周知する必要がある。教育目的・目標を絶えず点検する努力を続けていく。

教育目的・目標については、教育改革委員会において点検をしている。各学科・専攻課程の目的・目標に基づいて人材養成が出来ているか否かを確認するため、毎年度、卒業生の就職先に対しアンケート調査（卒後アンケート）やニーズ調査を実施し、その適切性を確認している。

③学習成果に関しては、平成 25 年よりカリキュラムマップとして学生に具体的に示しており、平成 26 年度からシラバスに記載、ホームページ上に掲載し、学内外に表明している。自己点検・評価、学修評価、授業評価など、チェック（C）の結果を踏まえて、役割分担により改善計画を立て、実行については教育改革委員会を中心として全職員参加で実施する。

「到達目標評価項目（学習成果）および評価基準」、カリキュラムマップをシラバスとホームページに掲載し、学内外に対し表明している。その測定については、平成 25 年度より導入した GPA により数値化を図り、評価基準に基づいて測定・評価している。また、また、アセスメントテストや卒後アンケート、国家試験合格率、就職状況なども学習成果の評価として活用している。学生の学習成果の点検については、各学科・専攻において定期的に点検している。

④自己点検・評価の結果、課題点について分析し、改善計画を組織的に検討し、計画を具体化する。また、FD・SD 活動を今後充実させ、毎年度の実施結果については、年度終了と同時に完成し、次年度始めにホームページにより広く社会に公表する。

毎年度末に自己点検・評価報告書を作成し、翌年 6 月にホームページに公開している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

建学の精神、教育の目的や目標、カリキュラム編成は、臨地実習要項にも記載し学生に周知している。教育目的や目標について、社会的変化や社会的な要請を感知しながら見直しを図る必要がある。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

平成 25 年 9 月に開催された教育改革委員会の議を経て教授会で、「建学の精神」「教育目的・目標」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」などの相互関連性について検討され、全学における学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、各学科の学位授与の方針を以下のとおり定めた。

<看護学科>

1. 豊かな人間性とコミュニケーション能力を身につけ、お互いの立場を尊重した人間関係を構築できる。
2. 一般教養と看護領域の専門知識、技術及び実践力をもつ。
3. 良識、倫理観と責任感をもち、患者、患者家族、チームを尊重し、責任をもって職務を実践できる。
4. 向上心と探求心をもって職務を実践できる。

<リハビリテーション学科 理学療法専攻>

1. 豊かな人間性とコミュニケーション能力を身につけ、お互いの立場を尊重した人間関係を構築して、理学療法を実践する。
2. 一般教養と理学療法領域の専門知識、技術及び実践力をもつ。
3. 良識、倫理観と責任感をもち、患者、患者家族、チームを尊重し、責任をもって職務を実践できる。
4. 向上心と探求心をもって職務を実践できる。

＜リハビリテーション学科 作業療法専攻＞

1. 豊かな人間性とコミュニケーション能力を身につけ、お互いの立場を尊重した人間関係を構築して、作業療法を実践する。
2. 一般教養と作業療法領域の専門知識、技術及び実践力をもつ。
3. 良識、倫理観と責任感をもち、患者、患者家族、チームを尊重し、責任をもって職務を実践できる。
4. 向上心と探求心をもって職務を実践できる。

＜リハビリテーション学科 視機能療法専攻＞

1. 豊かな人間性とコミュニケーション能力を身につけ、お互いの立場を尊重した人間関係を構築して、視機能療法を実践する。
2. 一般教養と視機能療法領域の専門知識、技術及び実践力をもつ。
3. 良識、倫理観と責任感をもち、患者、患者家族、チームを尊重し、責任をもって職務を実践できる。
4. 向上心と探求心をもって職務を実践できる。

以上のように定め、看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士として必要な要件であり社会的に通用性があると考ええる。

また、学位授与の方針は学習成果に対応しており、平成 25 年度は A4 にプリントしたカリキュラムマップに明記して学生に配布した。平成 26 年度からは学生便覧・シラバスにも掲載している。また、学外に対してはホームページ上で公開している。なお、定期的な点検は実施していない。

「卒業の要件」、「成績評価の基準」、「資格取得の要件」についての基本となる考え方は、学位授与の方針に示されており、具体的には学則や履修、成績評価及び単位の授与に関する規程で明確に定め、学生便覧・シラバスに掲載して学生に明示し理解を図っている。卒業要件は看護学科とリハビリテーション学科理学療法専攻が 3 年間で 99 単位、リハビリテーション学科作業療法専攻と視機能療法専攻が 3 年間で 98 単位を修得することとしている。卒業時に得られる看護師・理学療法士・作業療法士・視能訓練士国家試験受験資格に関しては「入学者選抜要項」「大学案内」に明確に示している。

「成績評価の基準」については、全学共通とし学則や履修、成績評価及び単位の授与に関する規程に定め、学生に明示し理解を図っている。成績は 100 点満点中 60 点以上を合格とし、90～100 点を「秀」、80～89 点を「優」、70～79 点を「良」、60～69 点を「可」、59 点以下を「不可」としている。

評価方法は、定期試験、小テスト、レポートなど、各科目によって定められている。

学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針の定期的な点検については学科・専攻により異なる。

リハビリテーション学科理学療法専攻及び作業療法専攻では、平成 28 年度より仮進級の制度を設けてきた（成績保留となった科目が年次で 3 科目以下の場合は、仮進級できるという制度）。仮進級については、「平成医療短期大学履修、成績評価及び単位の授与に関する規程」の第 2 章において定めていたが、これを平成 31 年度入学生からは

廃止する。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

全学及び各学科の学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、教育改革委員会にて明確化された。具体的には以下のとおりである。

1 全学方針

人間愛と社会生活に求められる教養、倫理、責任感及びコミュニケーション能力を修得し、医療技術者としての専門知識、実践力及び課題解決能力を身につける。

- (1) 社会生活に求められる教養、倫理、責任感及びコミュニケーション能力を身につけるため、全学に総合教育科目を配置する。
- (2) 専門教育科目は、専門職の基礎知識である人体、疾病などの専門基礎を学び、それぞれの学科・専攻課程ごとに、次のとおり専門知識・技術及び実践力を修得する科目を配置する。

2 看護学科

専門教育科目

- (1) 看護の基礎知識と能力を修得するため、人体の理解、疾病及び社会構造などの科目を配置する。
- (2) 看護の領域の系統別に科目を配置し、それぞれの専門知識・技術を発展的に高めるようにする。
- (3) 看護の領域ごとに、知識応用力、専門職コミュニケーション能力を修得し、実践能力を高める実習科目を年次段階的に配置する。

3 リハビリテーション学科 理学療法専攻

専門教育科目

- (1) 理学療法の基礎知識と能力を修得するため、人体の理解、疾病及び社会構造などの科目を配置する。
- (2) 理学療法の領域の系統別に科目を配置し、それぞれの専門知識・技術を発展的に高めるようにする。
- (3) 理学療法の領域ごとに、知識応用力、専門職コミュニケーション能力を修得し、実践能力を高める実習科目を年次段階的に配置する。

4 リハビリテーション学科 作業療法専攻

専門教育科目

- (1) 作業療法の基礎知識と能力を修得するため、人体の理解、疾病及び社会構造などの科目を配置する。
- (2) 作業療法の領域の系統別に科目を配置し、それぞれの専門知識・技術を発展的に高めるようにする。
- (3) 作業療法の領域ごとに、知識応用力、専門職コミュニケーション能力を修得し、実践能力を高める実習科目を年次段階的に配置する。

5 リハビリテーション学科 視機能療法専攻

専門教育科目

- (1) 視機能療法の基礎知識と能力を修得するため、人体の理解、疾病及び社会構造などの科目を配置する。
- (2) 視機能療法の領域の系統別に科目を配置し、それぞれの専門知識・技術を発展的に高めるように配置する。
- (3) 視機能療法の領域ごとに、知識応用力、専門職コミュニケーション能力を修得し、実践能力を高める実習科目を年次段階的に配置する。

総合教育科目については全学における教育課程編成・実施の方針、各学科の専門基礎及び専門科目については短期大学設置基準にのっとり各学科の方針が定められている。各学科の教育課程は、全学における学位授与の方針及び学科ごとの学位授与の方針に基づいて体系的に編成し、カリキュラムマップを作成している。そして、カリキュ

ラムマップの中で、学習成果に対応した分かりやすい授業科目の編成を明示している。本学の教育課程は「教養教育科目」「基礎教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」「統合科目(看護学科のみ)」に区分され、授業科目をバランスよく展開、体系的な学習が進められるように編成している。

成績評価は、教育の質保証に向けて厳格に適用している。成績評価は、秀、優、良、可、不可の5段階とし、シラバスに目標や評価方法等を示した上で評価している。

秀	(100点～90点)	合格
優	(89点～80点)	合格
良	(79点～70点)	合格
可	(69点～60点)	合格
不可	(60点未満)	不合格

到達目標評価項目(学習成果)および評価基準を作成し、各科目の成績、修得単位数、GPAを基準に実施している。シラバスには「授業概要・到達目標」「事前学習」「事後学習」「授業計画」「授業時間数」「評価基準・評価方法」「教科書・参考書」等が明示されているとともに、備考欄には科目ごとの留意点等についても記されており、効率的な学習が行えるように配慮している。科目担当者に「シラバス作成の留意事項」及び作成例を配付している。平成29年度からは事前・事後学習に関して、およその学習時間を記載し、学生が取り組みやすいように項目を追加した。備考欄には、課題のフィードバック方法や教員から受講生に伝えたいことなどを具体的に記載し、学習に取り組みやすいようシラバスの充実を図った。科目担当者から提出されたシラバスについては、カリキュラム検討部会において、チェックシートを用い点検を行っている。また、終講後に授業評価アンケート調査を実施し、授業の内容にシラバス上の記載内容が反映されているかどうかの確認が可能になっている。

教育課程における担当教員については、教育実績、資格、研究業績、臨床経験等を基にした適切な配置としている。

また、教育課程の見直しは定期的に行い、必要に応じて変更し、変更承認申請または届出を行っている。看護学科においては、平成29年度入学者より解剖学Ⅰ・Ⅱの内容変更を行い、「解剖学Ⅱ(循環・神経・内分泌・消化器等)」の1単位当たりの時間数を増加した。この変更により学生の修得度は高まったと推測できるが、学習成果は年度末に行うアセスメントテストで評価する。リハビリテーション学科視機能療法専攻においては、教育課程の見直しを行い、「幾何光学」を1年次前期から1年次後期、「生理光学Ⅰ」を1年次後期から1年次前期、「視機能療法関係法規」を1年次から2年次に配当時期を変更した。変更点は次のとおりである。

<リハビリテーション学科視機能療法専攻>

変更後		変更前		備考
授業科目	配当時期	授業科目	配当時期	
幾何光学	1 年次 <u>後期</u>	幾何光学	1 年次 <u>前期</u>	配当時期の変更
生理光学 I（基礎）	1 年次 <u>前期</u>	生理光学 I（基礎）	1 年次 <u>後期</u>	配当時期の変更
視機能療法関係法規	<u>2 年次前期</u>	視機能療法関係法規	<u>1 年次前期</u>	配当時期の変更

※平成 30 年度から適用

平成 29 年度は「教育内容に関する卒業生アンケート」も実施し、結果分析を行った。調査項目は「教育内容の満足度」「授業科目の必要性」などである。アンケートの回収率は、看護学科 23.1%（16 名）、リハビリテーション学科理学療法専攻 9.2%（6 名）、作業療法専攻 25%（5 名）、視機能療法専攻 12.5%（3 名）であった。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。

学科・専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教養教育科目を編成している。また、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、医療人として豊かな人間性を養うことができるよう教養教育の内容を選択科目として履修することができるようにしている。

教養教育科目は、「人間と科学」の区分に生物学・物理学・化学・情報科学・人間工学・環境と人間の計 6 科目がある。また、「人間と社会」の区分に、社会学・人間関係論・ボランティア論・哲学・教育学・心理学・生命倫理学の計 7 科目がある。担当する教員は、岐阜大学やその他の大学等の教員を非常勤講師として配置している。また、選択科目の増加による講義室の確保と、教員の配置も適切にし、実施体制を確立している。

看護学科及びリハビリテーション学科理学療法専攻、作業療法専攻においては、生

物理学と生命倫理学は必修科目としている。リハビリテーション学科視機能療法専攻においては、生物学を必修科目としている。生物学は1年次前学期、生命倫理学は3年次前学期に開講する。、その他の科目は1年次の前学期及び後学期に選択科目として開講している。

教養教育と専門教育との関連はカリキュラムマップにおいて明確にし、学生にわかりやすく示している。

教養教育の効果の測定は、定期試験結果、授業評価アンケート、卒後評価等により検証している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

看護学科においては、「一般教養と看護領域の専門知識、技術及び実践力を養う」を教育目的として掲げており、教養教育は専門教育を学ぶ前段階の基礎となると考えている。教養教育は、人として身につけるべき内容であると共に医療職として就業する上でも必須であり、その実施体制は明確である。

職業教育の効果測定・評価するには、国家試験の合格率が最も顕著に示される。本学の看護学科の平成29年度の合格率は84.2%であり、全国現役生の合格率96.3%と比較すると12.1ポイント低かった。今年度は、合格率を上げるために模擬試験の実施回数を増やす、夏季休暇中より国家試験対策講座を強化する、必修問題の修得度を高める対策、試験直前対策等を実施し改善に取り組んでいる。

リハビリテーション学科理学療法専攻では、「一般教養と理学療法領域の専門知識、技術及び実践力を養う」を教育目的として掲げている。職業教育の測定・評価として、卒業生の知識・技術の習得度を把握することを目的に卒後評価を実施している（平成30年度回収率90.7%）。「人体の構造・機能に対する知識」、「疾病や障害に対する知識」、「理学療法に関する専門的知識」の3項目については、「習得していた・まあまあ習得した」が7割を超えていた。しかし、「理学療法技術」と「接遇・マナー」の項目はやや低い結果となった。また、平成29年度国家試験合格率は86.7%、全国平均87.7%と比較すると1ポイント低い結果となった。「理学療法技術」と「接遇・マナー」、そして国家試験合格率の向上を目的として、補習講義の充実、そして実技講義において臨床教授を招聘しティーチング・アシスタントとして講義に参加してもらい、理学療法治療技術はもちろん、臨床における接遇などについても指導してもらうなどの対策を講じていく。

リハビリテーション学科作業療法専攻では、「一般教養と作業療法領域の専門知識、技術及び実践力を養う」を教育目的として掲げている。なかでも、1年次に配置している基礎演習では、コミュニケーションの基礎を学ぶことに加え、学習理解を深められる内容とし強化を図っている。

職業教育の効果の測定・評価として、卒業生の知識・技術の習得度を把握することを目的に卒後評価を実施している。平成30年度の調査において、26施設に配布し25施設から回答を得た（回収率96.2%）。その結果、「習得していた・まあまあ習得した」項目は、「人体の構造・機能に対する知識」で76%、「疾病や障害に対する知識」96%、「作業療法に関する専門的知識」72%、「作業療法技術」64%、「接遇・マナー」84%と知識の項目で7割を超えていた。また、平成29年度の国家試験合格率は91.4%、全国平均が81.4%と全国平均を上回る結果を示すことができている。平成30年度から全学年に対して、基礎学力を強化した体制および実施により改善を図っている。

リハビリテーション学科視機能療法専攻では、短期大学設置基準にのっとり、「一般教養と視機能療法領域の専門知識、技術及び実践力を養う」を教育目的として掲げている。なかでも、1年次に配置している基礎演習では、グループワークやプレゼンテーションなどを行いコミュニケーションの基礎を学ぶことに加え、学習理解を深められる内容とし強化を図っている。

リハビリテーション学科視機能療法専攻の卒後アンケート結果は、「習得していた・まあまあ習得した」項目は、「解剖・生理に対する知識」「疾病やや障害に対する知識」「接遇・マナー」で88%、「視機能検査や視能矯正に関する専門的知識」82%と知識の項目で8割を超えていた。このことより、「一般教養と視機能療法領域の専門知識、技術」については養うことが出来ている。また、視機能療法専攻開設以来、国家試験合格率100%を維持していることから、職業に必要な能力の育成について達成できているといえる。しかし、「視機能検査や視能矯正に関する技術」については76%と他項目より低値であり、学内での演習内容の見直しを図っていく。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5 の現状＞

建学の精神と教育目的に基づき、入学者受入れの方針を以下のように定めており、方針は学習成果に対応している。

1 全学共通

本学は「誠意と親切と広い心」を理念として、科学と人間愛に基づき、地域医療福祉等に貢献できる医療人を育成し、社会に貢献します。そして、本学を学びの場として優れた人材が育っていくことを願っています。よって、次のような能力と意欲を持つ学生を求めています。

- (1) 教養と専門知識・技術及び実践力を修得するために必要な基礎学力とコミュニケーション能力を持つ人
- (2) 常に真心を持って人に尽くす意欲と情熱を持ち、協調性と柔軟性のある人
- (3) 医療や健康に関わる科学に強い興味を持ち、主体的に学ぶ姿勢を持つ人

2 看護学科

全学共通のアドミッションポリシーに加え、看護学領域に関わる科学を学ぶ意欲が強く地域医療福祉に貢献する意欲の高い人

3 リハビリテーション学科 理学療法専攻

全学共通のアドミッションポリシーに加え、理学療法学領域に関わる科学を学ぶ意欲が強く地域医療福祉に貢献する意欲の高い人

4 リハビリテーション学科 作業療法専攻

全学共通のアドミッションポリシーに加え、作業療法学領域に関わる科学を学ぶ意志が強く地域医療福祉に貢献する意欲の高い人

5 リハビリテーション学科 視機能療法専攻

全学共通のアドミッションポリシーに加え、視機能療法学領域に関わる科学を学ぶ意志が強く地域医療福祉に貢献する意欲の高い人

入学者受入れの方針は、入学者選抜要項及び短期大学ホームページに明示することにより、入学希望者に対して広く周知している。

入学者受入れの方針では、本学に入学するにあたり備わっていて欲しい能力、意欲等について明確に示しており、特に地域の医療福祉に貢献したいという強い意欲を持った人材を求めることを謳っている。

入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応したものであり、本学では以下の多様な選抜方法により入学者選抜を行っている。なお、それぞれの選抜方法について入学者選抜要項に詳細に記載している。幅広い世代の学びに意欲に対応するため、社会人を対象とした社会人特別入試も設けている。

- ・ 指定校推薦入試
- ・ 公募推薦入試
- ・ 自己推薦入試
- ・ 社会人特別入試
- ・ 学士等特別入試
- ・ 一般入試
- ・ AO 入試

入学検定料、入学金、学費（授業料、実習費、教育充実費）について、入学者選抜要項に記載すると共に、短期大学ホームページにおいても明示している。

アドミッション・オフィスは組織として設けていないものの、専門の職員が入学試験及び学生募集にかかる企画立案業務、及び入学者選抜評価業務の総括を行っている。受験やオープンキャンパス、ガイダンス等に関する問い合わせには、短期大学事務局入試広報課職員が適切に対応しており、オープンキャンパス時以外にも個別の大学見学や相談に応じている。

入学者受入れの方針については、平成 29 年度より組織した「3 つのポリシーに照らした取り組みの点検・評価委員会」において、岐阜県内の高等学校の進路指導主事の先生を招き、取り組み内容と方針の点検・評価を行い始めたところである。

〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

本学では、学習成果を「教養・倫理・責任感及びコミュニケーション能力の修得」「看護（理学療法・作業療法・視機能療法）の基礎知識・能力の修得」「看護（理学療法・作業療法・視機能療法）の専門知識・技術の修得」「看護（理学療法・作業療法・視機能療法）の知識応用力・専門職コミュニケーション能力・実践力の修得」の4項目としており、それぞれ具体性がある。

学習成果の査定については、カリキュラムマップに基づいて、到達目標評価項目（学習成果）および評価基準を作成し、各科目の成績、修得単位数、GPAを基準に実施している。平成28年度より、厳格で適切な評価となるよう従来の4段階に「秀」を加えた5段階評価へ変更を行った。

具体的には次のとおりであり、学習成果は測定可能である。

- ・評価3(非常に優れている) 当該分野の GPA… 2.50～4.00
- ・評価2(優れている) 当該分野の GPA… 2.00～2.49
- ・評価1(基準に達している) 当該分野の GPA… 1.00～1.99

これらはカリキュラムマップや科目関連図、到達目標評価項目（学習成果）および評価基準によって明確に示している。

適用科目の成績評価は、秀、優、良、可、不可の5段階とし、シラバスに目標や評価方法等を示した上で評価している。

看護師学校養成所指定規則、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、視能訓練士学校養成所指定規則に基づいた国家試験受験資格取得に必要な教育課程を修めることで国家試験を受験するための最低基準の学習成果は達成可能であり、3年間という一定期間内での獲得は可能である。しかし、少数であるが3年間では単位が修得できず、学習成果が得られない学生も存在する。

学習成果は各職種の国家試験受験資格が得られるため実質的な価値がある。

<GPAの算出方法>

$$\text{GPA} = (\text{「秀」修得単位数} \times 4) + (\text{「優」修得単位数} \times 3) + (\text{「良」修得単位数} \times 2) + (\text{「可」修得単位数} \times 1) + (\text{「不可・失格」単位数} \times 0) \quad \text{／} \quad \text{総修得単位数} + \text{「不可・失格」単位数}$$

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。具体的には、学修行動調査、実習アンケート、卒後アンケート、ニーズ調査等の教育改革事業の各事業により検証している。インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率は活用していない。また、在籍率及び卒業率は、教員の賞与の査定において利用されているがその他の目的では利用していない。就職率については、学生募集活動や在学生の学習意欲向上のために活用している。国家試験合格率は全学的に 100%を目指しているが、現状では到達していない学科・専攻もあるため、引き続き合格率 100%を目指していく。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

平成 29 年度卒業生の就職先 全施設に対し、卒後アンケートを実施した。調査項目は、Bloom の教育目標分類「認知領域（知識）」「精神・運動領域（技術）」「情意領域（態度・習慣）」に基づく、3 視点から調査した。具体的には、「人体の構造・機能に対する知識」「疾病や障害に対する知識」「専門知識」「技術」「接遇・マナー」である。アンケートの回収率は以下のとおりであった。

	看護学科	リハビリテーション学科			合計
		理学療法専攻	作業療法専攻	視機能療法専攻	
配布数	64	64	32	24	184
回収数	5	49	25	16	145
回収率(%)	85.9%	76.6%	78.1%	66.7%	78.8%

看護学科の卒後アンケート結果は、「習得していた・まあまあ習得した」項目は、「人体の構造・機能に対する知識」で71%、「疾病や障害に対する知識」63.6%、「看護に関する専門的知識」70.9%、「看護技術」69.1%、「接遇・マナー」78.2%であった。しかし、「疾病や障害に対する知識」においては他項目より低値であった。このことから、1年次前学期で学習する「人体の構造・機能に対する知識」は疾病の知識の習得に繋がるため、夏季休暇中の課題として確実に習得することが必要である。「人体の構造と機能に対する知識」がしっかり習得できていれば、1年次後学期に学習する「疾病や障害に対する知識」の理解度の向上に繋がると考える。「接遇・マナー」の項目については高得点であったため、今後も学内での学習態度をはじめ、臨地実習での接遇に関しては指導を継続していく。

リハビリテーション学科理学療法専攻の卒後アンケート結果は、「習得していた・まあまあ習得した」が7割を超えた項目は、「人体の構造・機能に対する知識」81.6%、「疾病や障害に対する知識」77.5%、「理学療法に関する専門的知識」73.5%の3項目であった。しかし、「理学療法技術」44.9%と「接遇・マナー」65.3%の項目はやや低い結果となった。よって、これらの向上を目的とした補習講義の充実、そして実技講義において臨床教授を招聘し、ティーチングアシスタントとして講義に参加してもらい、理学療法技術はもちろん、臨床における接遇などについても指導してもらうなどの対策を講じていく。また、臨床実習に求められる技術や接遇マナーに特化した臨床技能テストを充実させていく。

リハビリテーション学科作業療法専攻の卒後アンケート結果は、「習得していた・まあまあ習得した」項目は、「人体の構造・機能に対する知識」で76%、「疾病や障害に対する知識」96%、「作業療法に関する専門的知識」72%、「作業療法技術」64%、「接遇・マナー」84%と知識の項目で7割を超えていた。しかし、「作業療法技術」においては他項目より低値であった。このことから、コミュニケーション技法は作業療法実践の基礎となることから初年次における演習から内容を見直し、技術面の改善に取り組んでいる。

リハビリテーション学科視機能療法専攻の卒後アンケート結果は、「習得していた・まあまあ習得した」項目は、「解剖・生理に対する知識」「疾病や障害に対する知識」「接遇・マナー」で88%、「視機能検査や視能矯正に関する専門的知識」82%と知識の項目で8割を超えていた。「視機能検査や視能矯正に関する技術」については76%と他項目より低値であった。全体的に高い評価を得られているが、今後も各科目の教授する内容と時間数のチェックを実施し、改善していく。

また、卒後アンケートとは別に卒業生の在籍する病院・施設等に対し、「ニーズ調査」を行った。アンケートの回収率は以下のとおりである。

	看護学科	リハビリテーション学科			合計
		理学療法専攻	作業療法専攻	視機能療法専攻	
配布数	35	54	26	24	139
回収数	26	41	20	16	103
回収率(%)	74.3%	75.9%	76.9%	66.7%	74.1%

看護学科のニーズ調査結果では、学生に求める資質・能力として最も重要度が高かったのは、「接遇・マナー」、「コミュニケーション力」で最重要度を示す5は53.8%、次いで「主体性（自主性）」42.3%、「応用力（対応力）」、「知識」11.5%となった。看護学科では、コミュニケーション力を養うため、基礎演習ははじめ複数の科目で、グループワークを実施し、プレゼンテーションを行っている。また、7領域の実習に臨む際、接遇・マナーに対しては、実習前オリエンテーションにおいて、挨拶・言葉遣い・実習に臨む態度はどうあるべきかを充分周知し臨ませている。今後も継続していく。

リハビリテーション学科理学療法専攻のニーズ調査結果では、卒後アンケートの結果と同様に学生に求める資質・能力として、「接遇・マナー」「コミュニケーション力」「主体性（自主性）」の重要度が高い結果となった。

リハビリテーション学科作業療法専攻のニーズ調査結果では、学生に求める資質・能力として最も重要度が高かったのは、「主体性（自主性）」であり、重要度の高い5及び4と回答した施設の割合は90.0%、次いで「コミュニケーション力」、「接遇・マナー」75.0%の順で多かった。作業療法専攻では、主体性（自主性）、コミュニケーション力を身につける取り組みとして、グループワークを主としたアクティブ・ラーニングを実施している。こうした取り組みの成果が一定割合得られていた。今後は、さらに応用力や技術を養える取り組みとして、実技内容の充実に努めている。

リハビリテーション学科視機能療法専攻のニーズ調査結果では、学生に求める資質・能力として最も重要度が高かったのは、「コミュニケーション力」で最重要度を示す5は62.5%、次いで「主体性（自主性）」56%、「応用力（対応力）」44%、「接遇マナー」31%、「知識」25%、「技術」19%となった。視機能療法専攻では、コミュニケーション力を養うため、基礎演習ははじめ複数の科目で、グループワークを実施し、プレゼンテーションを行っている。また、模擬患者に対しての実習前教育等も行いコミュニケーション能力の育成に努めている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

平成25年度から卒後アンケートを就職先の病院・施設に対し実施している。この結果を踏まえて学習成果を点検し、専門基礎科目の補習講座の充実等を含めた教育改善を図ることが課題である。また、初年次教育の充実を図り、医療人として学習を進めていく心構えやコミュニケーション能力を高める必要がある。

学生の基礎学力の差に対応することに労力が割かれるため、講義の内容が乏しくなっている。また、その影響で単位取得するためのボーダーラインとして定めている講

義内容のレベルの低下が考えられる。それらの影響が国家試験合格率に結びついている現状があり、見直しの必要がある。

現在、リハビリテーション学科では、教養科目、専門科目とも多くの授業科目が1単位30時間となっている。1年次から3年次まで終日講義があり、学生の自主学習や自主演習を行う余裕がない。1単位の授業時間を見直すことにより、学生の自主的な学びを促進できると良い。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

学則、履修要領ならびに各授業科目のシラバスに従って、条件を満たした学生にはその科目の単位を認定している。また、学位授与の方針に対応した秀・優・良・可・不可の評価を行い、その評価結果を GPA に反映させて、学習成果を評価している。教員は、学習成果の状況を適切に把握するために、授業中の態度、欠席状況や定期試験などを把握している。気になる学生については、ミーティングや学科会議等で把握をして

いる。なお、担当科目の学習成果については、専任教員間で意見交換を実施している。

学生による授業評価アンケートは、FD 委員会主導にて定期的の実施している。開学した平成 21 年度後学期末から実施し、当該年度の前学期末及び後学期末に継続的に実施している。授業評価アンケートは教科目毎に集計し、結果を各担当教員に書面で報告した。教員には学生による授業評価アンケート結果の感想や授業改善計画等の提出を依頼した。FD 委員会では各教員からの意見をまとめ、内容を分析すると共に、教授会に報告し、全教職員への周知を徹底した。また、学生にも分野別集計結果をフィードバックし教育の改善を図った。教員はアンケートの結果を真摯に受け止め、その上で担当教科の授業の改善に熱心に取り組み、その成果を実感しているように思われる。学生による授業評価アンケートの中で「授業内容を理解できたか」という項目に多くの教員が関心を示した。そして、自分の授業がわかりやすいものとなり、学生が授業に積極的に参加するように、色々な対策を講じている。例えば視聴覚教材の活用、小テストの実施、グループワーク、質問や対話を取り入れた双方向性授業、プリント教材の工夫、などを一層意欲的におこなったことが報告されている。

専任教員は、各学科・専攻内において教授した内容の確認を行い、教授していない内容があればそれを学生に教授し、重複し不要と考えられる場合は次年度に反映している。また、複数の教員が担当するオムニバス形式の授業科目については、担当者間で授業内容について確認しあったうえで各教員の担当や役割を決めており、それを基に授業を実施している。

授業・教育方法の改善は、FD 活動を通して行われている。平成 30 年度研修会のプログラムは FD 研修部会主導にて今後の授業改善に役立てる内容の研修会及び講習会を開催し、教員の自己啓発ともなっている（下記参照）。さらに、学外の FD 研修会に参加した委員が持ち帰った情報は、他のすべての委員にとって、さらに大きな視野で FD 活動を実施するために非常に重要なものであった。

【研修会の開催（6 回）】

・第 1 回研修会

日時：平成 30 年 7 月 17 日（火）9 時 00 分～10 時 30 分

講師：平成医療短期大学 リハビリテーション学科 曾田直樹先生
河合克尚先生
永井貴士先生
竹中孝博先生

内容：科研費採択研究と自身の研究との比較

・第2回研修会

日時：平成30年8月28日（火）10時45分～12時15分

講師：平成医療短期大学 看護学科

小林美奈子先生

青木郁子先生

リハビリテーション学科 田中健司先生

丹沢慶一先生

内容：科研費採択研究と自身の研究との比較

・第3回研修会

日時：平成30年10月3日（水）、10月25日（木）10時45分～11時15分

講師：学校法人誠広学園 法人本部事務局長 田口幸太郎氏

内容：ティーチングポートフォリオ

・第4回研修会

日時：平成31年3月5日（火）13時15分～14時45分

講師：岐阜大学 医学教育開発センター 教授 鈴木康之先生

内容：学生に学習習慣をつけさせるアクティブラーニング

・第5回研修会

日時：平成31年3月6日（水）13時15分～14時45分

講師：岐阜大学大学院 医学系研究科 教授 永田知里先生

内容：臨床研究法（サンプルサイズ等）

・第6回研修会

日時：平成31年3月20日（水）13時15分～14時45分

講師：平成医療短期大学 リハビリテーション学科 加藤清人先生

丹沢慶一先生

内容：OTにおける1・2年生に対するアクティブラーニングの実践

～教員の関わりによって学生はかわる～

電子黒板の活用の実例

【外部研修会参加】

・第68回医学教育セミナーとワークショップ

日時：平成30年6月2日（土）～3日（日）

開催場所：岐阜大学（医学部キャンパス）

・岐阜大学教育推進学生支援機構 学修支援部門主催 SD・FD

日時：平成30年12月26日（木）

開催場所：岐阜大学全学共通教育棟コモンズ教室

内容：ICEモデル アクティブラーニングの効果的なツール

- ・大学教育改革フォーラム in 東海 2019
日 時：平成 31 年 3 月 9 日（土）
開催場所：名城大学ナゴヤドーム前キャンパス

また、平成 26 年度より学生 FD 委員会を発足させ学生自身による教育の改善への取り組みを始めた。学生と教職員が、お互いにどのような思いで授業に臨んでいるか、それぞれが知らないことや考えていることを知り、互いの理解を深めることを目的として学生 FD のメンバーと教職員にて平成 29 年度に実施した「しゃべり場（テーマ：理想の授業とは？）」を踏まえて、平成 30 年度は、具体的に学生 FD としてできる活動について考える場を設けた。また、平成 29 年度の授業評価の結果について学生が主体となって意見交換を行う場を設け、学生からの意見聴取を行うことができた。その結果、学生 FD の具体的な活動として、クラスオリエンテーション等で予習・復習の促しや授業態度の改善について呼び掛けを行った。

教員は各担当授業の到達目標を定め、学期末の試験等により達成状況を把握、評価している。また、教育目的に基づいた学習成果を GPA で把握・評価している。履修に関することは学科別のオリエンテーション時に全体指導をしている。また、学生生活全般、学習状況や単位修得・卒業など、チューター及び担任が随時把握して個別指導するとともに学生支援室の紹介、個人面談の依頼をしている。場合によっては保護者との三者面談を行い、学内だけでなく自宅での支援を依頼するなどしている。

事務職員は、自身の職務を通じて学習成果を認識しており、学生の学習成果獲得に貢献するべく日々の業務に取り組んでいる学生支援室や直接学生と接する窓口業務では、家庭の経済状況を含めた日常生活全般や授業等への出席状況の把握に努め、学生が目標達成のために学業に取り組めるよう指導、支援をしている。

学務課の事務職員は、学期ごとの成績、GPA 等について処理、データ管理しており、学習成果についてはその職務を通して認識している。また、学務委員会、教育改革委員会において、事務職員は教員とともに教育改革等の検討をし、教育目的・目標の達成状況を把握するとともに学習成果の獲得に尽力・貢献している。SD 活動の中では学生支援室長より学生支援に関する現状・課題や外部研修内容の報告を受け、学生支援の充実化を図っている。また、入学時のオリエンテーションや学生支援室を中心とした個人面談等により、履修及び卒業に至る支援をしている。

図書館の専門事務職員は、学生の学習向上のために図書検索・論文検索を主に支援している。なお、館内には蔵書検索用専用端末（パソコン）も配置しており、学生自身による蔵書検索も可能となっている。教職員は、学生の利便性を向上させるために図書館にてテーマごとの資料の使い方等を指導している。その他に、実習期間中の貸出期間延長等の学生のニーズに応え利便性を図っている。

また、情報処理室においてコンピュータを使用した授業を行い、課題作成や自主学习においても、情報処理室、図書館、フレキシブルスペースのパソコン利用を勧めている。さらに、平成 26 年度から 28 年度にはクリッカーを利用した双方向対話型教育支

援システムを導入し、授業での理解度及び学習成果の向上、自主学修の促進を図っている。FD 研修会では、学内教員による双方向対話型教育支援システムを活用した実践例を紹介する内容で開催し、より有効に活用するための情報共有を図っている。平成 30 年度には、能動的な学習を推進するため、アクティブラーニング等を行うのに適した講義室等を整備するため、校舎を増設した。新校舎は、講義室 5 室、ゼミ室 6 室、カンファレンスルーム等を備えており、講義室では電子黒板やタブレット端末を用いた双方向型の講義が行える。

〔区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

学生へのガイダンスは、新入生に対しては入学直後のオリエンテーションで、2 年次、3 年次に対しては前・後期成績発表時のオリエンテーションにおいて、学習の動機付けに焦点を合わせて、進級、カリキュラム、年間スケジュール、履修、学習方法、学習成果及び選択科目について、詳しく説明している。その際、学生便覧、シラバスを用いている。

毎年度発行しているシラバスには、全授業科目の担当教員、授業方法、配当年次、単位数、開講期、必修区分、総時間、授業の概要・到達目標、事前・事後学習、授業計画、使用テキスト、参考文献、成績評価方法、修学上の留意点などを記載している。平成 26

年度より、シラバス・ホームページにカリキュラムマップ、科目関連図、到達目標評価項目（学習成果）および評価基準等が掲載され、学習成果獲得までの流れが明確化されている。また、学生便覧には、学生生活の心得、学則が掲載されている。平成 26 年度よりシラバス・学生便覧共に建学の精神、教育目的、学位授与の方針、教育課程編成・実施方針を掲載している。科目担当者に「シラバス作成の留意事項」及び作成例を配付している。平成 29 年度からは事前・事後学習に関しておよその学習時間を記載し、学生が取り組みやすいように項目を追加した。また、備考欄には課題のフィードバック方法や教員から受講生に伝えたいことなどを具体的に記載し、学習に取り組みやすいようシラバスの充実を図った。科目担当者から提出されたシラバスについては、カリキュラム検討部会において、チェックシートを用い点検を行っている。

基礎学力が不足している学生、遅刻や欠席の多い学生に対しては、科目担当教員による補講や補習演習、定期的な面談を積極的に実施している。平成 28 年度より、GPA 1.5 未満を基準とした面談指導も開始した。また、専門基礎科目実力テストとそれに伴う特別講座も実施している。その他にも、専任教員はオフィスアワーを週に 1 回程度設けており、学生からの質問などに対応している。さらに、オフィスアワー以外にも必要時質問等に応じている。

看護学科では、教員一人当たり 1 学年につき 5～6 人の 3 学年チューター制により、リハビリテーション学科理学療法専攻・作業療法専攻では、担任制をとり、学習上の悩みなどに対して適切な指導助言を行う体制を整備している。また、視機能療法専攻でも随時相談に応じ、個々の学生が抱える問題を把握して助言指導し、学習に専念し安定した学生生活が送れるよう積極的に支援している。相談事項や問題への処置について教員間で緊密に連絡する体制をとるとともに、共用研究室（大部屋）の利点を生かして学生個人の学習成果に関する情報を日頃から教員相互で共有し、教員全員参加の体制で学生支援に努めている。

また、学生の悩みや問題を教員同士で共有して問題解決に努めている。専門的なアドバイスが必要な時は、専門職員による面談、カウンセリングを行っている。

看護学科では、成績下位層の学生には定期試験の終了後、保護者を含めた面談を実施している。

リハビリテーション学科理学療法専攻では、3 名の教員が学年担任となり学生の面談を定期的に行うとともに、小テストの結果から学習成果を確認し、学力不足の学生の把握に役立てている。学力不足の学生には、学年担任または担当教員の個別面談にて学習方法の把握・指導を行い、学習サイクル定着を目的としたフォローアップを実施している。また、学年担任は学生支援室担当者と連携を図り、適切な指導助言を行う体制を整備している。進度の速い学生や優秀学生に対しては、個別指導や勉強会への参加を促しているが、組織・計画的な対応は実施していない。

作業療法専攻では学年担任が定期的に面談を行い、学習上の悩みなどに対して適切な指導・助言を行う体制を整備している。さらに全教員が情報を共有し、状況に応じて専攻の全教員で対応する環境づくりをしている。学生の学習習得度を高める取り組みとして、初年次よりアクティブ・ラーニングを取り入れている。Think-Pair-Share、Jigsaw、Peer instruction などの手法を用いながらグループワークで実践している。

こうした取り組みのなかで、小テストなどを通して学習成果を確認し学力不足の学生の把握に役立てている。学力不足の学生には、学年担任または担当教員の個別面談にて学習方法の把握・指導を行い、学習サイクル定着のフォローアップをしている。一方で、進度の速い学生に対しては、希望する専門領域の学習の機会として、教員が主催する職能団体の勉強会への参加を案内している。

視機能療法専攻では学習成果を逐次評価することによって授業内容を微調整して学習成果が上がるよう努めている。すなわち、専任教員が担当する授業科目において、各教員が独自に作成した客観式試験問題を用いてプリテスト、ミニテスト、ミッドテスト、ポストテストといった大規模試験あるいは小規模試験を実施し、自動採点集計ソフト（SSくんⅢ）を用いて即時に学生全体及び学生個人があげた学習成果を測定するとともにその後の授業に活用する。学習成果は授業期間中に適宜点検する。こうした点検作業によって得られた時系列評価結果は、その後の授業へフィードバックさせている。学生個人及び学生全員の学習達成度は専攻教員間で開示して情報交換することによって教員相互が共有して、各教員が担当して各授業科目の相互の学習内容の点検や講義内容の重複回避などに役立てている。また、臨地実習での効果をより得られるようコミュニケーション能力を育成するために模擬患者への説明や検査を実施し、スムーズに実習に入れるようにしている。検査技術が未熟な学生には、希望する学生に対して個別指導を実施したり、学生が自主的に練習できるように実習室を開放している。卒業を目前とした学期（3年次後学期）にあっては、学習評価のランクが常に下位の学生については個別に、あるいは該当する学生をグループとして、特別講義あるいは特別演習を企画して、学生全員が一定レベル以上の学習成果を得るように指導している。

全学生の成績や面談記録などの情報を共有するシステムを取っており、注意が必要な学生の対応に役立てている。また、教員に話しにくい内容については、学生支援室の利用を勧めている。個人情報厳守したうえで、支援室担当者と連携を図っている。

進度の速い学生や優秀学生に対しては、個別の指導を行っているが、計画的な対応は行われていない。成績優秀、もしくは学内外での積極的な社会貢献活動を行った学生に対しては、卒業時において理事長賞や学長賞などの褒賞にて評価している。

なお、留学生の受け入れ及び留学生の派遣については、学則に定めているが、実績はない。

学習成果の獲得状況のデータとなる GPA に基づき、学習支援を実施している。GPA1.5 未満の学生に対しては、学生、保護者、教員との三者面談を実施して学習状況の把握や学習方法についての指導を実施している。現状では、学習支援方策を点検するには至っていない。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

近年、学生の抱える問題や不安などは複雑化し、個々への対応が必要になってきている。本学では、学生生活を支援するための学内委員会として、「学生委員会」を設け、学生生活全般に関することを支援し、学生個々の相談ごとや問題についても対応している。

本学では、学生の組織として「学生自治会」があり、各学科の教職員から構成する学生委員会が中心に間接的指導を行い（顧問の位置づけ）、クラブ・サークル活動、学園祭、新入生歓迎会等に学生が主体的に取り組むよう支援している。これは厚生補導の重要な活動だと本学では位置づけている。クラブ・サークル活動は学生が主体的に設立したクラブを承認し、学生が立てた規則・計画に沿って活動している。（「平成医療バレーボール部」「平成視る会」「触診クラブ」「バドミントンサークル」「平成医療短期大学バスケットボール部」：平成30年度）

また平成26年度に発足した学生FD委員会において、学生生活をする上での要望を取りまとめている。

A館1階にある学生食堂は、バリアフリー型の座席148席を有し、平日11:00～13:30

まで安価で栄養バランスのよい食事を提供している。食事以外の時間は図書コーナーとして自己学習や交流の場として有効に活用している。平成 27 年度には、平成医療短期大学保護者会から助成を受け、食堂テラス席に日差しや少雨を避けるためのオーニングテントを設置した。学生が授業の合間等に休憩し談話等が出来るよう A 館各フロアには「ラウンジ」や「学生ホール」を配置している。ラウンジには平成 25 年度卒業生より卒業記念品として寄贈されたラウンジチェアーを設置し、学生たちがくつろげる空間を提供している。また、各校舎に飲料水の自動販売機を設置している。校舎周辺にはコンビニエンスストア、ドラッグストア等があり、利便性が高い。

平成 23 年度より遠隔地出身の入学生を対象に、本学がエアコン、冷蔵庫等を配置した学生レジデンスを学生寮として契約し、9 室を貸し出している。また、必要な学生には大学から近いアパートを有する不動産会社を紹介している。

専用の通学バスは運行していないが、公共バスのバス停が近く利便性がある。自転車通学生にはキャンパス内に駐輪場を 3 箇所整備している。住宅街にある本学は校舎敷地での学生用駐車場整備は困難であるため、自動車通学生には大学周辺の私設駐車場を紹介している。

奨学金は、「日本学生支援機構奨学金」、「医療法人社団誠広会看護学生修学資金制度」の給付を受ける学生が多い。平成 30 年度の「日本学生支援機構奨学金」は看護学科 37.6%、リハビリテーション学科 43.1%が支援を受けている。「医療法人社団誠広会看護学生修学資金制度」は看護学科の学生を対象としたものであるが、看護学科の学生のうち 22.1%が支援を受けており、この他にも別の医療法人の奨学金を受けている学生もいる。また、本学独自の奨学金制度として、「特待奨学生制度」、「在学奨学生制度」、「AO 入試特別奨学金」を整備している。

生活困窮による学費支払い困難な学生に対しては、学納金減免制度を利用して、学業継続の措置を図っている。29 年度から所得基準を緩和し、減免額を拡大した。減免に関しては所得基準を設け、全額免除、半額免除の 2 区分としている。また、平成 26 年度より学内ワークスタディ事業を実施しており、経済的に困窮している学生に対し学内業務を紹介し、賃金を支払うことにより支援している。

学生の健康管理は、学生委員会主導で年 1 回の健康診断を実施し、異常があった学生には受診を勧め、結果を報告させている。さらに、保健室を設置し、学生の病気や怪我等の応急処置に対応している。体調不良を訴える学生には、看護師免許を持つ教員に連絡を取り、症状によって隣接する平野総合病院で受診させることとしている。また、禁煙活動の一環として外部講師を招いた特別講座を開催している。30 年度は、「たばこの害と有害薬物について」をテーマに岐阜大学 保健管理センター長 山本 眞由美教授による特別講座を開催した。

学生のメンタルヘルスケアやカウンセリングに対して、不安や心配ごとを抱えている学生の把握は、学科・専攻毎に、チューターや担任が中心に行っている。また、学生相談室を設置し、学生の学業、進路、人間関係、経済的、身体的・心理的相談に学内相談員が対応しており、面談のほか専用の電話とメールでも随時相談可能となっている。学生相談室の利用については、学科・専攻内で、教員間に PR が進み、学生へ相談室の利用を促すことが多くなった。また、学生が学生相談室を利用することで、各学科、専

攻の担当者と学生相談室の相談員との連携が深まり、情報交換・情報共有ができ、よりよい学生の対応に繋がった事例が多くなった。

学内で対応が困難と判断される場合には、医師や臨床心理士など外部の専門家を招聘し問題解決に向けるシステムをとっている。

平成 26 年 8 月には、学修等アンケートを実施し、施設設備等について学生の意見や要望の聴取を行った。その結果をもとに今後は学習しやすい環境を整えていきたい。

現在、留学生の受け入れはない。さらに、長期履修生を受け入れる体制もない。

平成 20 年度に整備した A 館及び平成 30 年度に建設した G 館はエレベーター、障がい者用トイレを完備している。A 館にはバリアフリー型食堂等も整備している。

学生の社会的活動については、各医療・福祉関係の施設からのボランティア依頼があり、全て学生に掲示にて周知し積極的な参加を促している。依頼施設には『ポッポの家』『岐阜リハビリテーションホーム』『黒野あそか苑』『養南病院』『川部苑』等がある。また、短大周辺の清掃をすることによって、地域に根差した短期大学として活動している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

学生の就職支援については、「学生委員会」にて担当しており、教職員が一致協力して就職支援活動を行っている。学生個々には、チューターや担任教員が面談等により進路の希望を把握し、学生委員会の教職員と連携を取りながら就職支援にあたっている。

就職情報等の資料は、学生が就職活動をより良く進められるように、図書館や教員の研究室に置いて、学生が閲覧できるようにしている。また、就職活動の相談には、チューターや担任教員が中心となり各種相談に応じている。

就職のための資格取得については、看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士の国家試験受験資格の取得に向けて取り組んでいる。また、就職試験対策等の支援として、外部より講師を招き、1 年次生には「接遇・マナー講座」、2 年次生には「公務員等試験対策講座」、3 年次生には「面接、論作文・履歴書の書き方講座」を開講している。さらに、本学指定の履歴書を作成し、学生に配布している。

学科毎に卒業時の就職状況を把握・検討して、その結果を学生の就職支援に活用している。看護学科及びリハビリテーション学科各専攻ともに求人数等から判断して、

今後も高い水準を維持できるものと思われる。

進学に対する支援では、チューターや担任教員、その専門分野の教員を中心に進学希望の学生に対して相談に応じている。看護学科では、本学卒業後さらに助産師資格を取得するため進学を目指す学生がおり、平成 30 年度卒業生では、助産師課程への進学予定者が 1 名いる。なお、今までのところ、留学を希望する学生はいない。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

入学前準備教育は、入学後の学習意欲を高める上で非常に有効である。入学後の学生生活に関する詳細な情報提供を含め、質と量の充実を図ることが課題である。

本学には、就職支援に特化した施設が無いため、各教員がそれを担っている現状にあり、そのため指導内容にばらつきが生じる恐れもある。

また、既卒者の就職支援についての専門の窓口が無いため、顔見知りの教員を頼って相談に来るという方法しかないことが課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特記事項なし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

※以下下線部は、認証（第三者）評価時の平成 25 年度自己点検・評価報告書に記載した改善計画

①学位授与の方針に関しては、平成 26 年度以降に教育改革委員会、自己点検・評価委員会などを中心として定期的な点検を実施し、より一層充実したものになるように必要に応じて改善していく。

学位授与の方針については、定期的な点検は行っているものの現在のところ前回の認証評価受審以降に改正はしていない。

②成績に関しては学生間で格差があり、学生の理解度に合わせた教育や指導を体系化する必要がある。今後、教育課程や編成内容、実施状況を含め、教育改革委員会を中心として各学科、学務委員会、FD 委員会、自己点検・評価委員会等が体系的かつ定期的な点検を実施していく。

成績が優秀な学生、進度の速い学生に対しては、個別指導や勉強会への参加を促しているが、組織的・体系的な整備は行っていない。学生の基礎学力の差に対応することに時間が割かれ、講義の内容が乏しくなる事案も生じているため、今後体系的な見直

しも視野に入れる必要がある。

③平成 25 年度に実施した卒業生の就職先からの卒後アンケートを分析して、知識、技術両面について教育課程等の改善を実施する。

卒後アンケートは毎年度実施しており、その結果をカリキュラム編成に役立てている。

④平成 25 年度に実施した基礎科目等の学習評価を分析し、より学習成果が向上するよう学習活動、教育指導の改善及び教員の連携策を推進する。

教育改革委員会において点検活動を行っている。

⑤教育環境、学生からの意見聴取、意見交換及び改善検討の場として、学生 FD 委員会の設置を検討する。

平成 26 年度に学生 FD 委員会を発足させ、学生自身による教育の改善への取り組みを始めた。平成 30 年度は、前年度の授業評価の結果について学生が主体となって意見交換を行う場を設け、学生からの意見聴取を行うことができた。

⑥学習成果の獲得に向けては、専任教員のみでなく非常勤教員との連携を強化することが重要であり、非常勤教員への対応、連携に向けた方策を具体的に実施する。

各学科・専攻ごとに、専任教員による連絡調整担当者を決め、非常勤教員との連絡・調整を図っている。また、平成 29 年 4 月よりよりティーチングアシスタントを講師控室に常駐させ、非常勤教員の授業準備等の業務を担っている。

⑦禁煙活動について、学生 FD 委員会とも連携し、計画的に実施する。

学生 FD 委員会との連携活動ではないが、毎年度学生委員会が主催する「たばこと薬物の害」に関する講演会を学生対象に開催している。また、学内は全館禁煙としており、医療職に携わる者として自己管理とたばこの害に関する意識を高めることを促進している。

⑧学生支援について、学生への総合的支援体制と早期対応を強化する。

学生支援室と教員、事務局との連携により休学・退学を未然に防ぐことに努めている。また、GPA に基づき成績不良者を早期に洗い出し、学生、保護者、教員の三者面談を実施するとともに、学習状況の把握や学習方法についての指導を行っている。

⑨入学前準備教育について、入学後の学生生活の支援に繋がるような内容を検討する。

入学前教育は、高等学校から大学への学びの移行として適切に機能するよう各学科・専攻において検討し、実施している。平成 30 年度は以下の内容で実施した。

<テーマ>

	模擬授業	コミュニケーション・ワーク
看護学科	人が老いるということ	コミュニケーションツールをつかって仲間づくり
リハビリテーション学科理学療法専攻	理学療法士に求められる資質とは ～3年間で何を学ぶのか～	大学での学びについて
リハビリテーション学科作業療法専攻	作業って何だろう	作業って何だろう ～グループ活動を通して～
リハビリテーション学科視機能療法専攻	見る・視る・観る・看る・診るということ	関係作りの第一歩

⑩就職支援について、各学科のチューター、担任の関わりは今までどおり継続し、就職委員会は就職状況を分析し、学生が希望する就職先の情報を提供する。

就職委員会は平成 27 年度の学内委員会見直しにより廃止され、学生委員会がその職務を担うこととなった。現在は学生委員会により、就職状況の把握を行うとともに、学生個々の就職相談としてはチューター及び担任教員が面談に応じている。また、求人票や就職支援関係の資料は図書館において閲覧が可能となっている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学生を対象に行っている就職支援のための講座を教員にも聴講してもらい、就職支援・指導内容の均一化を図る。

既卒者の就職相談については、学校ホームページに既卒者向けの就職相談窓口について案内する方法で検討する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

平成医療短期大学及び看護学科・リハビリテーション学科各専攻課程の教員組織は、教育課程編成・実施の方針に基づき、短期大学設置基準、養成校基準に則り、適切に編成されている。また、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。専任教員の職位は、教員個人調書を基に学位、研究業績、臨床経験、教育実績等により短期大学基準を遵守している。例年、1月に学内教員公募を行い、人事委員会、教授会における審議の上、職位の見直しをはかっている。選考に際しては、平成医療短期大学教員選考規程に基づき、欠員、補充等の条件を勘案し選考している。なお、教員の採用に関しては、学校法人で定めている教員定員管理の定数の中で、行っている。

専任教員の情報として、教員数、年齢構成、各教員の職位、取得学位、主な担当科目、専門分野、研究・教育業績等について短期大学ホームページにおいて公表している。

専任教員と非常勤教員、補助教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて、専門性や実績等を考慮して配置している。29年度からは、非常勤講師の負担軽減と連携強化のため、連絡調整を行うアシスタントティーチャー（AT）を配置した。アシスタントティーチャーは、講師控室に常駐し、非常勤講師の講義準備や受講管理などの助務を行っている。また、学内教員との連絡調整役となっている。

非常勤教員の採用については、学位、研究・教育業績等を確認し行っており、短期大学設置基準の規定を遵守している。看護学科においては臨床実習の際の補助教員として、臨床実習指導担当者を非常勤契約にて雇用し、実習指導を依頼している。

教員の採用、昇任などの手続きは、学校法人誠広学園就業規則第 2 章、職員任免規程及び教員選考規程に基づいて適切に行っている。

本学の教員は、単独あるいは他学科・他大学の教員と連携し研究成果をあげている。専任教員の研究活動については、毎年度、平成医療短期大学紀要に集約し発行している。科学研究費や外部資金の調達に関しては一部の教員が獲得をしている。研究を行うための時間の確保が難しいことが課題である。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、研修会参加等）は、教育活動に支障が無い範囲で教員個人が取り組み、各自の専門分野の専門性に従って研究活動、社会的活動を積み上げている。このことから、教育課程編成・実施の方針に基づいて研究成果をあげている。各専任教員の研究成果を発表する機会として紀要を毎年発行している。また、研究活動状況の公開についても、紀要に著書、論文、発表、社会的活動をまとめている。また、本学ホームページの情報公開ページにおいて、専任教員の担当授業科目、学位、近年の主な教育研究業績・所属学会・社会的活動業績を広く公開している。紀要は年 1 回発刊しており、平成 29 年 3 月に第 10 号を発刊した。また、ISSN（International Standard Serial Number、国際標準逐次刊行物番号）を取得した（ISSN2433-6762）。

教員は、個人研究費を活用し、学会等で活発に発表する等、研究成果を発表する機会を確保している。外部資金による科学研究費補助金は、平成 26 年度に 1 名が採択され、現在も研究を継続している。

専任教員の研究活動に関する規定は、「平成医療短期大学における研究活動に係る不正防止に関する規程」、「平成医療短期大学研究行動規範」で定め、学術研究が適切な方法で進められ、研究者が研究遂行上で遵守すべき行動や態度の倫理的基準を定めている。また、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の施行に伴い、平成 27 年 4 月、新たに「平成医療短期大学倫理審査実施規程」及び「平成医療短期大学倫理審査委員会規程」を整備した。公的資金については、文部科学省の策定した「研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン」に基づき、「公的研究等事務取扱要綱」、「研究行動規範」、「公的研究費不正防止計画」の規定を定めて明文化している。構成員のコンプライアンス教育としては、毎年度 1 回「研究倫理・研究費管理講習」を行っている。講習当日は出欠席を取り、欠席者には講習録画映像を視聴することを義務付けている。また、全ての教員に対し、研究機関に関する誓約書の提出を求めており、専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的実施している。

研究を行う環境については、教授、准教授、講師には個別の研究室、助教、助手には共同研究室が充てられている。また、願い出のあった専任教員に対し週 1 回の研修日を与え、研究活動を行う時間が確保されている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は、学校法人誠広学園就業規則等の規程が整備され、この規定により運用されている。

FD 活動は、平成医療短期大学 FD 委員会規程を整備し、規程に基づいて FD 活動を適切に実施している。各学科から選出された委員による委員会を開催し、活発な意見交換のもと、年度初めの計画に従い活動を適切に実施している。また、教員は学生からの授業評価や FD 研修会等の FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と緊密に連携している。また、FD 研修会を通して、各学科・専攻間の情報交換や連携を図っている。

専任教員が学生指導や学習指導を行う際は、学務課（学生支援室を含む）と密接な連携を図るようにしている。各学科・専攻には教務部長、副教務部長を置き、両者が円滑に協力できるような体制をとっている。授業を休みがちな学生や、成績が芳しくない学生への対応として「学生支援室」と連携を図っている。学生の個人情報厳守し、承諾が得られた学生情報については情報交換を行っている。不安を抱える学生に対しては、より多面的な支援を行っている。

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

※〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

事務組織の責任体制は、学校法人誠広学園事務組織規程において明確化しており、各職員は事務を掌る専門的な職能を有している。法人全般の管理運営を所掌する「法人事務局」と「平成医療短期大学事務局」を置いている。法人事務局には総務経理課を置き、また理事長の直轄組織として監査室を置いている。短期大学事務局には、総務課、学務課、入試広報課を置いている。

事務関係の諸規程は、文書取扱規程、公印規程、個人情報保護規程、情報公開規程、経理規程等事務処理関係規程を整備している。

A 館 1 階に短期大学事務局学務課及び入試広報課、D 館 1 階に法人事務局及び短期大学事務局総務課、G 館 1 階に法人事務局の事務室を設けている。それぞれ印刷室が整備されているほか、C 館及び E 館には印刷機、調合機、大型プリンターが整備されている。各職員には 1 人 1 パソコン体制となっているほか、経理システムや学生管理システムを導入しており、事務処理体制は整備されている。また、公用車は、バス 1 台と普通車を 2 台配置し、学生の移動、一般事務や広報業務、実習指導等に効率的に利用できる体制が整備されている。

防災対策に関しては、A 館及び B 館校舎に民間警備会社のセキュリティシステムを設置しているほか、緊急連絡体制を整え、年 2 回の消防訓練を実施している。また、定期的に消防用設備の点検、更新等を行っている。教務システムについては提携業者とのデータバックアップシステムを導入している。

平成 29 年度からは、学内に情報セキュリティ委員会を設置した。委員会では、セキュリティガイドラインの策定、情報システム利用に関する教育などを管轄する。また、法人本部に情報システム管理室を設けた。29 年度 2 月の SD 特別研修会では、情報システム管理室長が講師となり、情報管理についての研修を行った。

SD 活動に関する規程として、平成 26 年 4 月に SD 推進委員会規程を整備し、規定

に基づき活動を行っている。具体的には、毎月 1 回の月例 SD 研修会の実施、新入職員を対象とした職員研修等を実施している。月例 SD 研修会（第 4 木曜日）では、各職員が自身の担当業務等をテーマに講師となり、発表や報告を行うことで、各人の能力開発、職員全体の意識向上、情報共有を図っている。平成 29 年 4 月の大学設置基準等の改正による SD 義務化を受け、事務職員のみではなく学長をはじめとする全教職員に対し学内グループウェア上で開催案内を行い、参加を促している。

また、事務局課長会議を月 2 回（第 2・第 4 火曜日）開催し、業務の懸案事項、連絡調整事項等について共有し、その内容は各課の職員に周知している。

事務職員と教員間においては、学長、事務局長、各学科長・専攻長、事務局各課長で構成される「運営会議」や、教授会、学内委員会、学内グループウェア上において情報を共有するなど、連携を密にしている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する事項については、学校法人誠広学園就業規則等諸規程に定められている。本規程は、教授会で改正内容などを審議し、理事会・評議員会に諮り、学内グループウェア上で掲載し、教職員がいつでも閲覧可能な状態にしている。

教職員の就業管理は、勤務時間、服務等就業規則に基づき適切に行っており、勤務休暇届等各種願等は管理職の確認を経て提出している。また、事務職員、時間給教職員は出退勤時刻をタイムカード等で管理している。なお、月別の勤務状況について全職員の出勤簿・勤務報告書を作成し日々の出勤管理が把握されている。就業に関わる各種届出（休暇届や出張伺など）は、グループウェア上でダウンロードできるようにしてあり、教職員の利便性を図っている。

また、全ての職員及び学生が個人として尊重されハラスメントが発生しない環境を整備することを目的として、平成 27 年 4 月「学校法人誠広学園におけるハラスメントの防止等に関する規程」を定めた。

平成 28 年 8 月には、平成 27 年 12 月 1 日に施行された改正労働安全衛生法を受け、学校法人誠広学園安全衛生規程を改正し、ストレスチェックを実施し教職員のメンタルヘルス不調を未然に防止する体制を整えた。万が一、高ストレス反応のある教職員がいた場合には産業医の面談を行う仕組みを取っている。

教職員の人事・労務管理については、労働基準法をはじめとする関係法令等改正の動きを随時確認した上で適切に行っている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

専任教員の研究活動においては成果を上げているものの、科学研究費補助金等外部資金獲得件数が少ないため、今後さらなる実績が求められる。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

教育方法の改善に繋がるよう FD 活動を活発に行っている。平成 30 年度は、年間計 6 回の学内研修会を行った。外部の有識者や学内教員による研修により、教員は新たな教育方法を学び切磋琢磨している。今後もこの取り組みを継続し、教育の質向上に繋げる。

また、事務職員についても毎月 1 回の SD 研修会の実施は定着しており、SD 研修会にて自身の職務に関する知識のみならず他部署の職務に関する情報についても共有できおり、国の施策や補助金など外部環境などについても認識を深めている。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学は、校地を 16,799.89 m²有しており、短期大学設置基準（10 m²×収容定員 720 名＝7200 m²）の規定を充足している。運動場は、本学から 7km の西秋沢校地に 5,130 m²の野球場等を所有している。

校舎の面積は 11,768.47 m²で短期大学設置基準（6,650 m²）の規定を充足している。校舎は障がいを持った学生にも対応しており、A 館及び G 館はエレベーター、障がい者用トイレなどを整備し、A 館と B 館をつなぐ通路もバリアフリー化した渡り廊下となっている。平成 29 年度には、新校舎 G 館（鉄筋 3 階建、延べ床面積 1,4966.33 m²）の建設を行った。学科・専攻の講義室、カンファレンスルーム、ゼミ室、講師控室、理事長室、事務室を有している。

キャンパス全体で、講義室 15 室、演習室 1 室、実験・実習室 18 室、情報処理室 1 室があり、授業を行うための十分な整備がされている。講義室等の利用については、学務課にて管理を行い、利用調整を図っている。

教育上必要な機器・備品は、各職種の養成所の指定基準に基づき整備し、常に使用できるように維持管理している。また、予算編成時に各学科からの要望を聴取し、機器の充実化に努めている。

図書館は、A 館 1 階に 285 m²の面積を所有し、平成 31 年 3 月 31 日現在、図書 24,723 冊、雑誌 215 誌（電子ジャーナル含む）、AV 資料 1,176 点、座席数 133 席を備え、読書や学習に適した環境を整えている。購入図書は、図書館運営委員を通じて各学科の推薦により選定されている。廃棄については、不用決定に関する取扱要領を図書館運営委員会で承認した。所蔵資料のほとんどは、関連図書であり、辞書類の参考図書も整備している。

B 館 4 階に 484 m²の体育館と 102 m²の柔道場があり、適切な広さを確保している。体育館は、講義時間外に地域開放の一環として、地域のスポーツ団体等へ積極的に貸出を行っている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

経理規程及び固定資産・物品管理規程のほか施設使用規程を整備している。

火災・地震対策に関しては、消防法に基づき防火管理者を定め、消防計画を作成している。また、非常時に備えた学内の緊急時連絡網や異常気象に備えた対応マニュアルを整備し教職員に周知している。学生に対しては、注意すべき事項を学生便覧に掲載し周知している。平成 30 年 11 月に学生及び教職員を対象とした防災訓練（震度 6 強の地震発生を想定）を実施し、地震発生直後の初動確認及び避難場所までの避難訓練を行った。また、火災対策の訓練として、隣接する平野総合病院、岐阜リハビリテーションホームと合同で年 2 回の消防訓練を実施している。各校舎の消防設備、貯水槽、エレベーター設備等は毎年保守点検等を適切に行っている。防犯対策としては、事務室に警備システムを設置しているほか、外部委託による夜間の校舎巡回警備を行っている。

コンピュータシステムは、ファイアウォールによる通信制御、学内の全端末へのウイルス対策ソフトの導入によりセキュリティ対策を講じている。また、平成 28 年度には IT 機器管理システム「SS1」を導入することにより、学内の IT 機器情報をサーバーに集約し A 館事務室の管理端末から監視・管理することで、学内のセキュリティを最新状態に維持し、ウィルス感染等の異常が起きた場合に迅速な対応を行う対策を講じた。学生が使用するために図書館に設置しているパソコンには、ホームページの閲覧制限などの対策を行っている。さらに、学籍・履修・成績情報を管理する教務システ

ムについては提携業者とのデータバックアップシステムを導入している。

省エネルギー対策として国の行う省エネ運動に呼応し、学内の空調機の設定温度は、夏季 28℃・冬季 19℃に設定する等の節電、節水等への呼びかけ、クールビズ及びウォームビズの実施などを行っている。また、使用電力が管理目標数値を超えそうになると警告音が鳴るデマンド監視装置の設置、一部校舎での人感センサー付照明の利用や地球環境に配慮した消耗品等の購入に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

施設設備や物品について老朽化が進むものは必要に応じ、修繕や買い替えを行い、適切な施設設備の維持管理に努める。

平成 30 年度に学生を交えた防災訓練を開始した。今回は震度 6 強の地震が起きた際を想定した訓練であったが、今後火災が起きた際を想定した訓練を行う等、異なったパターンでの訓練も必要と考える。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

教育課程編成・実施の方針に基づいて、必要な教室、演習室、実習室等を整備している。各講義室には、マイク設備、プロジェクター、DVD/VHS プレイヤー、スクリーンを設備している。演習室には適切な教育機器・備品を備えている。各学科別の学内演習等がスムーズに行われるように設備の共同利用、さらに用具・モデル人形・シミュレーション人形を整備している。

各講義や演習などに必要な物品や機器は、年 1 回機器購入のためのヒヤリングを行い、その内容を検討・決定し、ハードおよびソフトウェアの向上・充実を図っている。

また、学生の学習支援及び情報処理能力の向上のために、情報処理室のコンピュータ機器については授業時間外にも活用できるよう開放している。情報処理室のコンピュータ 40 台については随時機能点検を行い、平成 25 年度に 18 台を更新し、平成 28 年度に 24 台のコンピュータを更新すると共に学生パソコンを一括制御する教師用コンピュータを配置するなど維持管理に努めている。また、情報処理室以外にも平成 26 年 3 月には A 館食堂の図書コーナーにアクティブラーニングやインターネットを活用して自主学習ができるフレキシブルスペースを整備した図書情報コーナーとして整備し、コンピュータ機器を 20 台新設した。さらに平成 29 年度に学生自習スペースに Wi-fi を設置し、貸出タブレット端末 33 台とノートパソコン 7 台を導入し、学生の自主的な学びを促進する設備を充実した。

平成 26 年度には、教職員間のコミュニケーションと連携を図り、建学の精神に基づく教育を推進するためのツールとして、学内グループウェアの利用を開始した。本システムにより、教職員のスケジュール確認、施設予約、メール連絡がスムーズに行うことができるようになったほか、情報の共有化が実現した。また、教員と受講者との双方向性の高い授業を実現するためのツールとして、平成 26 年度より「双方向対話型教育支援システム」を導入している。より効果的な活用を促すために教員対象の研修会等実施している。平成 30 年度より、G 館にアクティブラーニング仕様の教室を整備し、教員は電子黒板や iPad を活用した効果的な授業を行っている。

平成 27 年度末に各校舎を光回線で接続し学内 LAN を再構築した。これにより校舎ごとにバラバラであったネットワークを一括管理できるようにし、前述の「双方向対話型教育支援システム」をはじめ、学内の各システムのデータ連携や一括制御を可能とした。

平成 28 年度には学内 6 箇所電子掲示板を設置し、常時、専攻別の時間割を掲載すると共に、学生の呼び出しも本掲示板で行っている。休講・補講、教室変更等について、学生たちが最新の情報を迅速に得られるよう利便性を図っている。

平成 30 年度に建設されたアクティブラーニング校舎 G 館へ、最新のアクティブラーニング用 ICT 設備（電子黒板、館内 Wi-fi、貸出ノートパソコン 20 台、タブレット 47 台）を導入した。

学生の情報技術の向上に関するトレーニングとしては、1 年次の後期において情報化に対する知識・技能を修得することを目的とした授業科目（選択科目）を取り入れており、レポート作成などの学習に効果をあげている。特に、研究で必要となる表計算やパワーポイントを用いたプレゼンテーション技術の習得には力を入れている。看護学科では 3 年次の「課題研究事前演習」で、図書館の司書より文献検索の講義と演習を組み入れている。文献検索は医中誌 Web 版、メディカルオンラインを導入している。多くの教員がパソコンを活用した授業を行っているが、教職員の情報技術向上については、個々の自己研鑽に任されている。

視機能療法専攻では、眼科において使用されている器械を学内でも使用しており、適宜修理や買い替えを行っている。また、新しく開発された器械で広く業界で使用されている物は購入し、学生が実習や卒業後に臨床現場に出た際に困らないようにしている。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

新校舎 G 館にも双方向性対話型教育支援システムや電子黒板等を設置しアクティブラーニング型授業への対応を進めている。今後より一層活用を促進させる必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

毎年度、計算書類等に基づき、学園の財的資源の現状を把握し分析している。

過去 3 年間の法人全体の資金収支差額は、28 年度 58,238 千円、29 年度 269,550 千円、30 年度△209,735 千円である。29 年度及び 30 年度は新校舎 G 館建設のために差額が大きくなったが、その他の収支に関しては均衡しているといえる。また、事業活動収支に関しては、基本金組入前収支差額が、28 年度 192,237 千円、29 年度 222,126 千円、30 年度 30,801 千円となっている。29 年度の事業活動収入では、学生生徒等納付金収入が学生数の増により前年度に比べ、39 百万円増額した。その他、私立大学経常経費特別補助の採択により増額している。しかし 30 年度の事業活動収入では、入学者減により、学生生徒等納付金収入が前年度に比べ 99 百万円減少した。その他、私立大学経常経費特別補助の不採択などが、事業活動収入額減少に影響した。

予算編成から決算事務にわたり部門別の収支経理を明確化しており、短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握し、日本私立学校振興・共済事業団「私立学校運営の手引き」による定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分においては「A1」の評価区分で正常状態と分析され、短期大学の存続を可能とする財政状況が維持されている。

退職給与引当金は退職金の期末要支給額の 100%を基にして、私立大学退職金財団の退職資金交付想定額を差し引いた全額を計上している。

資産及び資金の運用については、学校法人誠広学園資金管理規程及び資金管理方針を定め、優先度の高い順に安全性、流動性、効率性を確保することを原則に適正に運用している。

教育研究経費比率（教育研究経費÷経常収入）は、28 年度 22.8%、29 年度 23.3%、30 年度 31.7%と、年々高く推移している。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分は適切に行っている。

計算書類・財産目録等は、四半期毎に公認会計士の監査を受け、経営状況及び財産状況を適切に表示している。公認会計士監査報告での特別の意見はない。

現在、寄付金の募集及び学校債の発行は行っていない。

平成 30 年度の各学科・専攻の入学定員充足率、収容定員充足率は以下のとおりである。

※平成 30 年度学校法人基礎調査の数値

	入学者数 (入学定員)	充足率	現員（収容定員）	充足率
看護学科	53 名（80 名）	66.3%	217 名（240 名）	90.4%
リハビリテーション学科 理学療法専攻	55 名（80 名）	68.8%	195 名（240 名）	81.3%
リハビリテーション学科 作業療法専攻	35 名（40 名）	87.5%	113 名（120 名）	94.2%
リハビリテーション学科 視機能療法専攻	27 名（40 名）	67.5%	96 名（120 名）	80.0%
合計	170 名（240 名）	70.8%	621 名（720 名）	86.3%

30 年度の入学者数は全学的に落ち込み、全学科・専攻において入学定員充足率が 90% を下回る結果となった。前年度の 29 年度については入学定員充足率が 102.9%、収容定員充足率が 98.3%と安定傾向であったため、再び一定の充足率を維持すべく広報活動を強化することが求められる。28 年度から年間のオープンキャンパスの実施回数を増やし、教職員による高校訪問の強化、高校での模擬授業の実施などにも取り組んでいる。全国的に 18 歳人口が減少している中、今後も学生募集活動を強化し、入学者を長期的・安定的に確保していく必要がある。

短期大学部門における資金収支及び事業活動収支の単年度収支においては収入超過傾向を維持し、健全な財務状況である。

財的資源については毎年度現状把握をした上で、適切に管理している。

学校法人及び短期大学の予算編成については、毎年度 12 月に次年度の予算編成方針を決定している。その後、教授会において教職員への周知を行い、各部門からの予算要求書提出を受け、法人本部において予算の精査を行い、常任理事会での査定を経て事業計画及び予算の理事長案を作成している。最終決定は、3 月に開催する評議員会での意見を受け、理事会に諮り決定している。

年度予算の執行にあたっては、予算配分の必要な研究費、図書費などの項目について、常任理事会で審議し部門別の配分額を文書にて通知している。また、月別の資金計画を作成し、資金管理の適正化に努めている。年度内の管理に関しては、会計執行状況と予算対比について、各月毎に経理担当者が作成し経理責任者から経理統括責任者及び理事長に報告する体制をとっている。

資産及び資金の管理・運用は、学校法人会計基準及び学校法人誠広学園経理規程、経理規程施行規則、固定資産・物品管理規程、資金管理規程に基づいて、管理台帳、資金出納簿等を作成し、安全かつ適正に管理している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

平成 24 年 10 月 29 日開催の理事会・評議員会において決定された「学校法人誠広学園中期基本計画」として平成 30 年度までの計画が承認されていたが、平成 28 年度、平成 29 年度中の理事会・評議員会において中期計画の変更を行った。なお、中期計画は就学年齢、高学歴志向、就職動向等に配意し、決算状況を基に適切に収支を見込んだ上で作成している。

- ①学生募集方針と実績を踏まえた学生数を基に学納金収入の計画を作成している。29 年度には学納金の見直しを行い、リハビリテーション学科理学療法専攻の授業料を平成 30 年度入学生から引き下げることにした。
- ②短期大学設置基準、養成校指定規則基準及び必要教員数を精査し、職位、人員とも適切な人事計画を作成している。建学の精神及び教育目標を実現するために、必要な教員組織及び事務職員組織について定員管理を行い、定員数を定めている。教職員人事管理の方針については理事会にて審議されている。
- ③将来計画として、必要な施設設備に係る事業費を積算して、2 号基本金に計画を計上している。

教授会において、本学の財務状況及び中期財務計画について常務理事兼法人事務局長より説明するなど、財務情報の公開と危機意識の共有ができています。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

平成 30 年度には入学者が減少したが、平成 30 年度中に実施した 2019 年度入学試験においては概ね入学定員を確保できた。しかし、18 歳人口減、四年制大学志向などの要因により油断は出来ない状況であり、継続的に広報活動を強化していく必要がある。

科学研究費補助金、外部研究費等の獲得実績については、平成 30 年度の該当件数は挑戦的萌芽研究 1 件、基盤研究（C）分担者 1 件、盤研究（B）分担者 1 件の合計 3 件

と少ない状況であるため、積極的に獲得を目指すことが求められる。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

短期大学設置基準及び養成校指定規則基準を精査した上で、教職員の定員管理を行い、人件費の抑制を図っている。教育の質を確保するために、この定数のなかで効率よく学生の指導に当たることが必要となる。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

※以下下線部は、認証（第三者）評価時の平成 25 年度自己点検・評価報告書に記載した改善計画

① 科研費、外部資金からの活用についての研修会等を開催する。

前回の認証評価受審査の際、科学研究費をはじめとした外部資金の獲得が少ないことが課題として改善計画を立てていた。科学研究費の獲得を促進するため、FD 委員会主導のもと、専任教職員を対象とした科学研究費関係の説明会を開催している。平成 30 年度は 8 月に以下の内容で研修会を開催した。

日時：平成 30 年 8 月 28 日（火）10 時 45 分～12 時 15 分

講師：平成医療短期大学 看護学科 小林美奈子先生、青木郁子先生
視機能療法専攻 丹沢慶一先生、田中健司先生

内容：科研費採択研究と自身の研究との比較

また、毎年文部科学省主催で実施される科学研究費助成事業公募要領等説明会の開催について、法人本部総務経理課の担当者が学内グループウェアにて周知し、参加を呼びかけている。

② 研究委員会と倫理委員会の連携を強化する。

平成 27 年度に学内委員会の組織改編を行い、「研究倫理審査委員会」としてこれまでの研究委員会と倫理委員会を統合した。研究倫理審査委員会の主な審議事項としては、“人を対象とした医学系倫理審査”としており、倫理学等学識経験者及び一般人、特別審査学識経験者を招へいし随時審査を行っている。また、研究倫理審査委員会主催で、倫理審査や研究費不正防止に関する説明会を毎年開催している。

③ 医療職としての人材育成について、教育活動に関する研究を教職員に推奨する。

教育活動に関する研究、また各教員の専門領域の学びを深める研究について教員に推奨している。

④ 事務職員の SD の効果的な実施と成果を上げるため、平成 26 年度に規定、組織及び予算を措置する。

平成 26 年 4 月に「平成医療短期大学 SD 推進委員会規程」を施行した。委員長は学長、副委員長は法人本部事務局長がその職務を務める。委員会では、SD の推進計画・予算に関すること、SD 研修の実施に関することを審議する。

この規程に則り、毎年度継続的に SD 活動を行っており、毎月第 4 木曜が恒例となっている。

⑤ FD 活動については、平成 26 年度からリハビリテーション学科に「作業療法専攻」「視機能療法専攻」が増設される。そのため、各科・各専攻間で意思の疎通が一層必要になる。また、社会の多様化と共に、学習成果が向上しない学生の原因には、様々な不安や悩みがあるのが現状である。教職員が連携して、より一層の協力体制を構築すべく努力する。

平成 26 年度のリハビリテーション学科 2 専攻増設以降、学内の連携・協力をより意識して教育活動に臨んでいる。平成 26 年度に導入した学内グループウェア「サイボウズ」により、全教職員に対し掲示板を利用し行事開催や業務連絡を周知できること、また学内教職員のスケジュールも把握できることなどから、より一層学内の連携が強化された。

また、毎月第 2 火曜に学長、学科長、専攻長、法人事務局長、短期大学事務局長、事務局各課長で構成される「運営会議」を開催し、必要な情報を密に共有している。

⑥ 防災や省エネルギー対策など、一層居心地の良いキャンパス・教育環境の整備に努める。

前回認証評価を受審した平成 26 年度も関連グループである平野総合病院、岐阜リハビリテーションホーム主導の消防・防災訓練には参加していたが、対象が教職員のみであることが課題であった。平成 30 年度には初めて学生を交えた本学主催の防災訓練を行った。今後は継続的に訓練を実施すると共に、パターンを変更するなど訓練の内容を精査する。

省エネルギー対策については、電力デマンド装置を設置し、電気の使用量を管理する他、継続的に節電・節水に努めている。

⑦ 教職員日程、出退確認、講義室・会議室予約、学内メール等の情報・連絡等を共有し連携体制を充実するため、教育改革委員会の学内連携特別委員会で学内グループウェアの導入を検討する。

前述のとおり平成 26 年度に学内グループウェアを導入した。全教職員に対し掲示板を利用し行事の開催案内や業務連絡について周知できること、また学内教職員のスケジュールも把握できるため利便性が高まると共に連携体制強化に繋がったといえる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

科学研究費に関する説明会は毎年度実施しているものの採択件数が伸びない。引き続き専任教員の応募を促進し、外部研究費獲得を目指す。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、平成 29 年 4 月に就任した。医師として現在まで医療分野に従事しており、医療職の養成について熟知すると共に識見も豊富である。寄附行為第 15 条（理事長の職務）に、理事長は学校法人を代表しその業務を総理すると規定しており、理事会の開催はもとより寄附行為第 13 条の 2 の規定に基づく常任理事会を毎月第 2 火曜日に主宰し、法人業務を決定するなど、建学の精神及び教育理念・目的を理解の上、学校法人を代表し業務を総理し、法人の発展に寄与している。常任理事会の出席者は、理事長の他に常務理事 1 名、常任理事 1 名である。常任理事会で審議された事項については、学長、法人事務局長、各学科長・専攻長、事務局各課長から構成される「運営会議」において共有を図り、法人全体のガバナンス機能の強化を図るとともに、短期大学の管理

運営の円滑化を図っている。

理事長は、寄付行為第 34 条の規定に基づき、平成 29 年度会計について、平成 30 年 5 月 25 日に監事の監査を受け、平成 30 年 5 月 29 日に理事会の議決を経た後、評議員会に報告し意見を求め承認を得た。理事長は、寄付行為第 13 条（理事会）の規定に基づき、平成 30 年度は理事会を 5 月 29 日、7 月 25 日、11 月 13 日、3 月 26 日の計 4 回開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

平成 26 年度の認証評価受審については、26 年度事業計画として諮られると共に、受審後の評価結果及び指摘事項等への改善取り組み状況についても報告がなされており、理事会は認証評価に対する役割を果たし責任を負っていると言える。また、理事会では、短期大学の発展のために必要な学内外の情報を共有している。

理事会は、寄附行為の定める基本方針により、本学の管理運営に必要な諸規程を定めている。

理事は、寄附行為に基づき、理事(7 名)、監事(2 名)で構成されている。全ての理事は、建学の精神を理解しており、法人の経営についての学識と識見を有している。理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任している。

寄附行為第 12 条（役員の解任及び退任）は、学校教育法の校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

◆理事会の開催状況（28年度～30年度）

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示出席者数	
7人	7人	平成28年5月25日 15:05～15:55	7人	100%	0人	2/2
	7人	平成28年7月27日 15:45～16:30	7人	100%	0人	2/2
	7人	平成28年9月28日 15:45～16:30	7人	100%	0人	2/2
	7人	平成29年3月29日 16:00～17:00	6人	85.7%	0人	2/2
	7人	平成29年5月24日 15:10～15:55	7人	100%	0人	2/2
	7人	平成29年7月26日 15:40～16:20	6人	85.7%	0人	2/2
	7人	平成29年9月27日 15:30～16:00	7人	100%	0人	2/2
	7人	平成30年1月16日 15:40～16:20	7人	100%	0人	2/2
	7人	平成30年3月28日 15:30～16:20	7人	100%	0人	2/2
	7人	平成30年5月29日 15:00～15:50	7人	100%	0人	2/2
	7人	平成30年7月25日 15:30～16:00	7人	100%	0人	2/2
	7人	平成30年11月13日 15:25～15:55	7人	100%	0人	2/2
	7人	平成31年3月26日 14:45～15:30	7人	100%	0人	2/2

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

理事は寄附行為に基づき選任されており、理事定数についても維持している。平成30年度は計4回の理事会を開催しており、学内外の情報、問題意識を共有した上で適切な意思決定がなされている。18歳人口の減少をはじめとして地方の私立大学等を取り巻く環境は厳しい状況が続いていることから、今後も、これまで以上に幅広い意見を踏まえ意思決定を行うなど、理事会の適切な運営を行っていく。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞
特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、教学運営の最高責任者として、教授会の意見を参酌し最終的な判断を行っている。

学長は、平成 25 年 4 月に就任した。専門分野は「小児病態学」で多数の論文を発表し著書も多い。また、岐阜大学医学部長や大学院医学系研究科長などを歴任し、さらに全国組織である日本小児アレルギー学会理事長、日本アレルギー学会常務理事などの要職も歴任している。長年の教職及び役職経験から大学教育、医療職養成に対する識見も豊富である。

また、法人の理事も兼ね法人の最高意思決定機関のメンバーとして、また常任理事会のメンバーとして日常業務の決定にも参加し、法人部門においては将来構想の策定、教学部門においては教育研究の充実に向けた実践計画の策定に取り組むなど、多岐にわたる任務を遂行している。平成 25 年度から活動を開始した「教育改革実行委員会」の委員長を務め、本学の教育研究活動を推進するためにその運営責任を全うしている。

「教育改革実行委員会」では、学生が修得すべき学習成果を明確化するため、「学位授与の方針」「教育課程・編成の方針」「入学者受入れの方針」の三つの方針の改訂を行った。また、平成 25 年度には私立大学等改革総合支援事業のタイプ 1（大学教育質転換型）の選定校として、「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」の国庫補助制度を活用し、学生が自ら情報収集しながら学習が進められるようフレキシブルスペースの整備をした。また、同様の補助制度により、平成 26 年度には双方向対話型教育支援システムを導入し、平成 27 年度に追加設置した。

学則第 50 条において学生の懲戒処分について定めており、本学の規則に違反又は学生としての本分に反する行為をした者がいた場合には、教授会の意見を聞いた上で学長が懲戒することとしている。また、平成 27 年度より「平成医療短期大学懲戒規程」を設け、懲戒の対象となる行為、懲戒の種類、手続き、告知などについて明文化した。

学長は、校務をつかさどり、全教職員を統督している。

学長は、平成医療短期大学長選任規程に基づき、平成 24 年 10 月 29 日開催の理事会で選任され、平成 29 年 3 月 29 日の理事会において重任している。

寄附行為実施規則第 5 条で学長の職務を明記しており、建学の精神に基づき質の高い教育を実現することを最も重要な責務とし教育研究に関する運営を統括している。また、教授会をはじめとする各種委員会を統括し教学運営の職務遂行に努めている。教授会は学則第 7 条の規定に基づき設置されており、必要な事項は教授会規程に定められている。教授会規程では、審議事項等について明文化しており、学生の入学、卒業、学位の授与、その他教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ意見を述べることができると定めている。

平成 27 年 4 月の学校教育法改正に伴い教授会規程を改正し、学長は教授会が意見を述べる事項を教授会に周知した。学長は教授会を学則及び教授会規程に基づき開催し、各種議題の審議を進め、教育研究上の審議機関として適切に運営している。また、全ての教授会について議事録を整備し、審議内容を記録・保管している。議事録は学務課において保管している。教授会は、学習成果の獲得及び建学の精神、教育目的、三つの方針に対する認識を有しており、その認識に基づき各種議題について審議し、学長の求めに応じ意見を述べている。また、教授会の下に学内委員会を設置し、各委員会規程に基づいて委員長を中心に適切に運営している。学内委員会は 17 種類あり、学務、FD、学生委員会など、短期大学運営に関する重要事項を審議している。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

大学運営全般は、学長のリーダーシップのもと適切に進められており、現状におい

て課題は生じていない。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

監事は、寄付行為第 8 条及び学校法人誠広学園監事規程に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について、監査を確実に実施している。監査に関しては、法人規程に「監事監査規程」を設け、詳細に規定し、これに基づき職務を遂行している。

毎年度、前期分の中間監査、決算監査に加え、月毎の収支経理書類について税理士による監事監査を恒例的に実施している。また、監事は理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べている。平成 29 年度の決算監査については、平成 30 年 5 月 25 日に法人運営・教育活動・財務状況について、法人事務局長から説明を受け監査を実施のうえ監査報告書を作成し、5 月 29 日の理事会及び評議員会に提出している。

監事は、毎年度開催される文部科学省主催の「監事研修会」に参加し、高等教育機関、私立学校にまつわる行政の動向や環境についての認識を深めている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は、寄付行為第 19 条第 2 項の規定において、評議員数は 16 人と規定されており、理事定数 7 人の 2 倍を超える評議員で組織している。また、評議員会は私立学校法の評議員会の規定に定めるところに従い、寄付行為第 21 条（諮問事項）を規定し、理事長において予め評議員会の意見を聴く体制で運営している。特に、評議員会の諮問事項とされる予算、事業計画については評議員会の意見を聴いた後、理事会を開催し最終審議している。

平成 26 年度の認証評価の際に「向上・充実のための課題」として挙げられた評議員会欠席者の委任状様式については、議案ごとに賛否を問う形の委任状に改善した。

◆評議員会の開催状況（28 年度～30 年度）

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示出席者数	
16 人	16 人	平成 28 年 5 月 25 日 15 : 00～15 : 05 15 : 55～16 : 40	13 人	81.3%	2 人	2/2
	16 人	平成 28 年 7 月 27 日 15 : 00～15 : 45	15 人	93.8%	1 人	2/2
	16 人	平成 28 年 9 月 28 日 15 : 00～15 : 45	13 人	81.3%	2 人	2/2
	16 人	平成 29 年 3 月 29 日 15 : 00～16 : 00	13 人	81.3%	1 人	2/2
	16 人	平成 29 年 5 月 24 日 15 : 00～15 : 10 15 : 55～16 : 30	11 人	68.8%	2 人	2/2
	16 人	平成 29 年 7 月 26 日 15 : 00～15 : 40	14 人	87.5%	0 人	2/2
	16 人	平成 29 年 9 月 27 日 15 : 00～15 : 30	12 人	75.0%	2 人	2/2
	16 人	平成 30 年 1 月 16 日 15 : 00～15 : 40	15 人	93.8%	0 人	2/2
	16 人	平成 30 年 3 月 28 日 15 : 00～15 : 30 16 : 20～16 : 40	13 人	81.3%	2 人	2/2
	16 人	平成 30 年 5 月 29 日 15 : 50～16 : 40	13 人	81.3%	1 人	2/2
	16 人	平成 30 年 7 月 25 日 15 : 00～15 : 30	13 人	81.3%	1 人	2/2
	16 人	平成 30 年 11 月 13 日 15 : 00～15 : 25	14 人	87.5%	0 人	2/2
	16 人	平成 31 年 3 月 26 日 14 : 00～14 : 45	13 人	81.3%	0 人	2/2

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、学校教育法施行規則の定めに基づき、短期大学ホームページ「情報公開」ページにおいて、本学の教育情報を公表している。

(https://www.heisei-iryuu.ac.jp/info_disclosure/education/)

また、私立学校法の規定に基づき、財務情報についても短期大学ホームページにおいて公開している。財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、監査報告書、事業報告等を掲載している。なお、ステークホルダーに理解していただく事を目的とし、学校会計について分かりやすくまとめたものを併せて公開している。

(https://www.heisei-iryuu.ac.jp/info_disclosure/financial/)

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

ガバナンスは適切に機能しており、現状において課題は生じていない。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特記事項なし。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

平成 25 年度自己点検・評価報告書には、「学長をリーダーとした教育改革委員会を設置していること、当該委員会を中心に本学の教育等の課題に関して、PDCA サイクルを機能させ全教職員が継続して教育改革に取り組む」ことを計画として挙げている。平成 25 年度に教育改革委員会を立ち上げ、平成 30 年度で 5 年目を迎えた。当該委員会では毎年度、PDCA を洗い出した上で、次年度の事業計画及び予算立てをしており、適切に機能している。

※以下下線部は、認証（第三者）評価時の平成 25 年度自己点検・評価報告書に記載し

た改善計画

①学長をリーダーとした教育改革委員会を設置している。この委員会を中心に本学の教育等の課題について、PDCA サイクルを念頭に全教職員が継続的に教育改革の取り組みを行う。

教育改革委員会は、組織立ち上げから 5 年が経ち、順調に機能している。毎年度末に評価、チェックをした内容を基に、翌年度の事業計画及び予算を策定し、適切に各取り組みを実施している。今後も継続する。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育改革委員会は学内全体の教育研究の取り組みを検討する上で核となる組織として重要な役割を果たしている。今後も、外部環境、内部環境、法令改正などの様々な事項を中止しながら、継続的に教育の充実化に努めていく。